

# 地震・津波編

## 《目 次》

第1章 総 則 .....	21
第1節 地震・津波対策の基本的視点 .....	23
第2節 被害想定 .....	23
第1 地震被害想定 .....	23
第2 津波浸水想定 .....	24
第3節 減災目標 .....	27
第1 減災目標 .....	27
第2 減災施策 .....	27
第2章 災害予防計画 .....	29
第1節 防災意識の向上 .....	31
第1 防災教育 .....	31
第2 過去の災害教訓の伝承 .....	31
第3 防災広報の充実 .....	31
第4 自主防災体制の強化 .....	32
第5 防災訓練の充実 .....	33
第6 地区防災計画の推進 .....	34
第7 調査・研究 .....	34
第2節 津波災害予防対策 .....	35
第1 津波広報、教育、訓練計画 .....	35
第2 津波避難対策 .....	36
第3 津波防護施設等の整備 .....	37
第3節 火災予防・防火等都市防災の推進 .....	38
第1 地震火災の防止 .....	38
第2 防災空間の整備・拡大 .....	39
第3 市街地の整備 .....	39
第4節 消防体制の整備 .....	40
第1 消防体制・施設の強化 .....	40
第2 消防職員、団員等の教育訓練 .....	40
第3 消防計画の推進 .....	41
第5節 耐震化・液状化対策の推進 .....	42
第1 建築物等の対策 .....	42
第2 ライフライン施設の対策 .....	43
第3 道路、海岸・河川等の対策 .....	44
第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 .....	45
第1 避難行動要支援者の支援体制 .....	45
第2 要配慮者全般の支援体制 .....	46
第3 社会福祉施設等の対策 .....	48
第4 外国人の支援体制 .....	48

第 7 節 情報通信体制の整備	50
第 1 情報通信施設の整備	50
第 2 非常通信体制の充実強化	50
第 8 節 備蓄・物流計画	51
第 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	51
第 2 燃料の確保	52
第 3 医薬品及び応急医療資機材等の確保	52
第 4 水防資機材の確保	52
第 9 節 防災関連施設の整備	53
第 1 避難施設の整備	53
第 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	55
第 10 節 帰宅困難者等対策	56
第 1 一斉帰宅の抑制対策	56
第 2 帰宅困難者の安全確保対策	56
第 3 帰宅支援体制の確保	57
第 11 節 防災体制の整備	58
第 1 町の防災体制の整備	58
第 2 業務継続体制の整備	58
第 3 章 災害応急対策計画	59
第 1 節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用	61
第 1 町職員の非常配備	61
第 2 町災害対策本部の設置	63
第 3 災害救助法の運用	69
第 2 節 応援等の要請・受入	72
第 1 町の受援体制の確立	72
第 2 自衛隊の災害派遣要請	72
第 3 県・他市町村等への応援要請	74
第 3 節 情報通信・広報広聴	77
第 1 地震・津波情報等の伝達	77
第 2 通信の確保	80
第 3 被害情報等の収集・報告	81
第 4 災害広報・報道対応	84
第 5 安否照会への対応	86
第 6 災害相談窓口の設置	86
第 7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	87
第 8 被災者台帳の作成	88
第 4 節 避難情報の発令等	89
第 1 避難情報の発令等	89
第 2 津波避難対策	92
第 5 節 避難所の開設等	95
第 1 避難所の開設・運営	95
第 2 在宅等避難者等の支援	97
第 3 臨時避難所の確保等	97

第6節 要配慮者等の支援	99
第1 避難行動要支援者の避難支援	99
第2 避難所における要配慮者の支援	99
第3 福祉避難所の設置	100
第4 応急生活支援	100
第5 要配慮者利用施設の避難確保	101
第7節 医療救護・保健衛生	102
第1 医療救護活動	102
第2 地域医療の応急対策	103
第3 保健・防疫活動	103
第8節 遺体の搜索・埋火葬等	105
第1 遺体の搜索	105
第2 遺体の処理	105
第3 遺体の埋火葬	106
第9節 消防・水防活動	107
第1 消防・救助・救急活動	107
第2 危険物等の対策	108
第3 水防活動	109
第10節 警備・交通・輸送対策	110
第1 警備・防犯	110
第2 緊急通行路線の確保	110
第3 緊急輸送	112
第11節 帰宅困難者等対策	114
第1 一斉帰宅の抑制	114
第2 事業所・海岸・観光施設等の利用者保護	114
第3 帰宅困難者の把握・情報提供	114
第4 一時滞在施設の開設等	114
第5 徒歩帰宅者の支援	115
第6 特別搬送者の支援	115
第12節 水・食料・生活物資等対策	116
第1 応急給水	116
第2 食料・生活必需品等の供給	117
第3 燃料の確保及び供給	119
第13節 応急教育・応急保育等	120
第1 災害発生時の対応	120
第2 文化財の応急対策	121
第3 応急保育計画	121
第14節 災害廃棄物・環境対策	122
第1 災害廃棄物処理	122
第2 道路・河川等の障害物除去	123
第3 環境汚染対策	123
第4 動物対策	124
第15節 住宅対策	125

第1 被災住宅の応急修理	125
第2 住居障害物の除去	125
第3 応急仮設住宅の供与等	126
第4 被災建築物の応急危険度判定	127
第5 被災宅地の危険度判定	127
第16節 ライフライン施設等対策	128
第1 上水道施設	128
第2 下水道施設（コミュニティ・プラント）	128
第3 電気施設	128
第4 ガス施設	129
第5 通信施設	129
第6 道路・橋梁	130
第7 その他公共施設	130
第17節 災害ボランティアの受入等	131
第1 災害ボランティアの受入れ	131
第2 災害ボランティア活動の支援	132
第4章 災害復旧・復興計画	133
第1節 被災者の生活再建支援	135
第1 被災者の支援	135
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	137
第2節 災害復旧事業の推進	138
第3節 災害復興計画	141
第1 復旧・復興本部の設置	141
第2 復興計画の策定	141

# 第1章 総則



## 第1節 地震・津波対策の基本的視点

---

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

### 1. 減災や多重防衛に重点を置いたハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策

ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災での巨大な津波では海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの犠牲者が発生した。また、県内では地震に伴い石油コンビナート施設において爆発を伴う火災が発生し、地震に伴う被害は様々な現象を伴って発生しうることが明らかとなった。

今後想定すべき巨大災害に対しては減災の視点に重点を置き、様々な現象で発生する災害に対し、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施しなくてはならない。

そのため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、いかなる災害に対しても、多重防衛の視点から複合的な防災対策を講じ、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

### 2. 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、県内でも津波による死者、行方不明者が出ていたほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。また、各地で液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような状況下において、県、町、ライフライン事業者の震災での対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証が行われ、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの検証結果や課題を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

### 3. 最大クラスの地震・津波を考慮した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これを踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることを恐れずに、あらゆる可能性を否定せず、最大クラスのものを考慮することとする。

なお、大規模な地震では他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

## 第2節 被害想定

---

### 第1 地震被害想定

---

#### 1. 想定地震

本町に関わる地震被害想定調査は、千葉県が平成19年度と平成26・27年度に実施してお

り、次の5つの地震を想定している。これらの想定地震のうち、本町の被害が最大と予測されたものは東京湾北部地震である。

〈県の想定地震一覧〉

調査年度	地震名	マグニチュード	30年以内発生確率	町内最大震度	位置づけ
平成26・27	千葉県北西部直下地震	7.3	70%	6弱	県が防災・減災対策の主眼に置く地震
	大正型関東地震	7.9	0~2%	6弱	県が長期的視野に立った対策を実施する地震
平成19	東京湾北部地震	7.3	低い	6弱	近い将来、県に大きな影響があると考えられる地震
	千葉県東方沖地震	6.8	-	5強	
	三浦半島断層による地震	6.9	0~3%	5弱	

(注)「30年以内発生確率」は、平成26・27年度調査による。

その他、町内の被害予測は行われていないが、内閣府が平成24年に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定調査では、南海トラフ巨大地震発生時の町内の震度は最大5弱と予測されている。

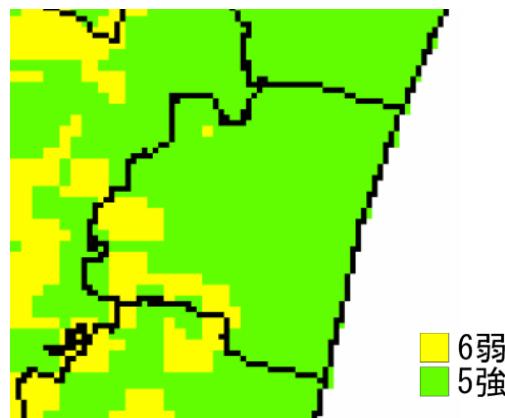
## 2. 予測被害

東京湾北部地震では、町南西部の一部で震度6弱、その他町内の大半は震度5強となり、地震動で全壊24棟、半壊322棟、負傷者31人の被害が発生すると予測されている。(冬18時発生の場合。平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書)

なお、予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるものであり、人的被害や震災廃棄物の主な発生要因は建物被害であることから、耐震改修や建て替えによる耐震化の進展によって予測被害量は年々減少傾向にあると考えられる。

〈東京湾北部地震の予測被害量一覧と予測震度分布図(千葉県資料)〉

建物被害	全壊	24棟
	火災による焼失	0棟
	半壊	322棟
人的被害	死者	-
	(火災による死者)	-
	重傷者	1人
	軽症者	30人
	避難者(最大)	1,388人
	都市ガス機能支障	-
	震災廃棄物	3,950トン



(注)冬の18時に発生した場合である。予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるため、その後の耐震化の進展により予測被害量は年々減少していると考えられる。

## 第2 津波浸水想定

本町に関わる津波浸水想定調査は、千葉県が平成26・27年度の地震被害想定調査で想定した「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波、千葉県が平成23年度に津波警報発表時の避難対象地区設定のために想定した「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波(津波高3m・5m・10m)、千葉県が平成30年に津波防災地域づくりに関する法律に基づき想定した最大クラスの津波(相模トラフ沿いの最大クラスの地震による津波)がある。

## 第1章 第2節 被害想定

### 〈本町沿岸の津波浸水想定の概要〉

調査	地震・津波名(想定)	最大津波高	津波到達時間	最大浸水距離
千葉県 平成26・27年	房総半島東方沖 日本海溝沿い地震(M8.2)	6.2m	41.2分	950m
千葉県 平成23年	千葉県九十九里・外房、千葉県内房(津波高3m・5m・10m)	10.2m※1	39.5分※2	3.6km
千葉県 平成30年	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震(Mw8.7)	12.1m	37分未満※3	4.8km

(注記)マグニチュード(M)は地震計の記録から推定した地震のエネルギー、モーメントマグニチュード(Mw)は、断層の運動量から推定した地震のエネルギーである。

※1 津波高10m想定の場合

※2 元禄地震の波源モデルで、本町沿岸の最大津波高が8.2mの場合の参考値

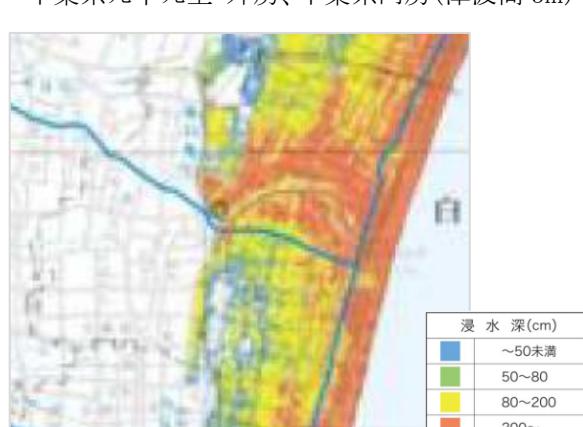
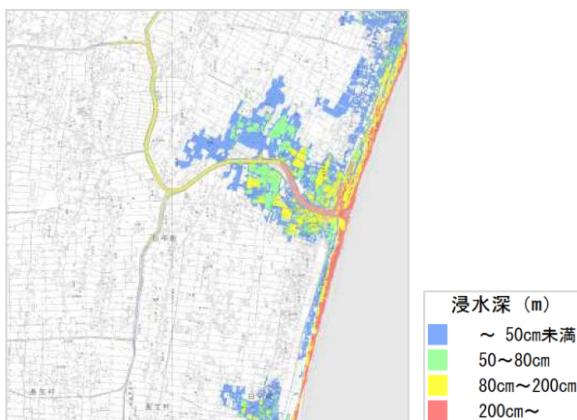
※3 最大津波水位到達時間

「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波では、九十九里海岸のほか、南白亜川沿いの内谷川合流地点付近まで津波が遡上し、海岸から約1km以内の南白亜川沿岸で浸水深が2.0m以上と予測されている。

「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波では、津波高10mの場合に主要地方道30号飯岡一宮線より東側の広い範囲と、南白亜川沿いの内谷川合流地点付近まで浸水深2.0m以上と予測されている。また、津波高5m及び津波高3mの場合には、海岸沿いと南白亜川の内谷川合流地点付近までの狭い範囲で浸水が予測されている。

「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」による津波では県道茂原正気線付近まで遡上し、浸水深は広範囲に3.0m未満、海岸や南白亜川の周辺で3.0m以上と予測されている。

### 〈津波浸水予測図〉



※房総半島東方沖日本海溝沿い地震は「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」、その他は「千葉県地震防災地図」より抜粋

第1章 第2節 被害想定

## 〈相模トラフ沿いの最大クラスの地震(Mw8.7)による津波浸水深〉



※「ちば情報マップ」より抜粋

## 第3節 減災目標

---

千葉県では、防災・減災対策の主眼に置く千葉県北西部直下地震による死者数や経済被害を令和8年度までに概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

一方、近い将来発生する可能性が高い千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震のほか、近い将来発生する可能性は高くないとされているものの、被害がさらに甚大な東京湾北部地震の地震想定や千葉県九十九里・外房、千葉県内房で10m（概ね7～10m）、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（Mw8.7）12.1mの津波想定もあり、いずれも無視できない状況である。

また、千葉県北西部直下地震の想定では、震源からやや離れた白子町の内陸部は被害が比較的軽微となる可能性があるが、東京湾北部地震では町内及び南関東地域が広域的に激甚被害となる可能性があり、それぞれの地震の被害特性を踏まえた対策が必要となる。

### 第1 減災目標

---

本町の減災目標は、県の地震防災戦略を考慮して設定する。

### 第2 減災施策

---

減災目標を達成するための主要な施策として、県の地震防災戦略に掲げられるものや東日本大震災後の検証課題も踏まえ、次の施策を位置付ける。

（主要な減災施策）

施策	重要施策
耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築物の耐震化、家具の転倒防止対策の促進 白子町耐震改修促進計画を推進し、住宅の耐震化を促進する。また、家具の転倒防止対策を普及する。 【目標】住宅、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率95%</li> <li>◇橋梁対策の推進 白子町橋梁長寿命化修繕計画を推進し、災害時の避難経路、緊急輸送道路を確保する。</li> </ul>
防火対策・消防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇防火対策の推進 住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防炎製品等の普及、啓発を推進し、地震等による火災の発生を抑制する。</li> </ul>
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇津波防護施設の整備、点検 津波避難計画、津波ハザードマップを普及し、津波に対する逃げ遅れを抑制する。 また、海岸保全基本計画による海岸保全施設の津波対策の整備を推進し、津波浸水を最小限にとどめる。 【目標】防災訓練参加者数の増加</li> </ul>
備蓄・物流対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇備蓄・物流対策の強化 被災者の食料、生活必需品等を確保するため、現物、流通、家庭内などの各種備蓄を推進する。また、物資輸送の効率性を考慮して備蓄拠点や物資集積拠点を確保する。 【目標】備蓄計画の推進（想定避難者数の3日分を公的備蓄）</li> </ul>

### 第1章 第3節 減災目標

施策	重要施策
自主防災体制の整備	<p>◇地区の自主防災力の強化 防災訓練、防災リーダーの育成等により、自主防災組織の設置や活動を促進する。</p> <p>【目標】防災訓練参加者数 1,000 人</p>
業務継続体制の確保	<p>◇災害対応力の向上 町の初動対応の遅れや重要業務の停止を防止するため、業務継続体制の整備や職員の防災教育を推進する。</p> <p>【目標】業務継続計画の推進、点検</p>
受援体制の確保	<p>◇受援体制の向上 町外からの受援を円滑に確保するため、応援の要請、受け入れを円滑に行える体制を確保する。</p> <p>【目標】受援計画の推進、点検</p>
通信体制の整備	<p>◇通信体制の強化 防災行政無線の聞き取り困難対策として、戸別受信機の設置を推進する。また、停電時にも稼働するようバッテリーの補充体制等を確保する。</p>
避難対策	<p>◇避難誘導体制の構築等 避難者の混乱を防止し、円滑に誘導するため、地域の地理を把握している消防団、自主防災組織等を活用した避難誘導体制を構築する。</p> <p>◇避難所の運営体制の整備 地域住民が主体となった避難所の運営体制を構築し、良好な避難生活環境を確保する。</p> <p>【目標】避難所運営マニュアルの普及、点検</p> <p>◇感染症対策の推進 避難所における感染症の拡大を防止するため、過密防止等の感染防止対策を講じる。</p>
要配慮者支援体制の整備	<p>◇避難行動要支援者の避難支援体制の強化 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進め、避難支援体制を確保する。</p> <p>◇要配慮者利用施設の避難確保体制の整備 社会福祉施設の入所者等の円滑な避難を確保するため、災害危険区域にかかる施設の避難確保計画や避難訓練を促進する。</p>
帰宅困難者対策	<p>◇帰宅困難者対策の推進 県、町、企業等が連携して「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知徹底するほか、帰宅困難者の誘導や一時滞在等の支援体制を確保する。</p>

## 第2章 災害予防計画



## 第1節 防災意識の向上

---

項目	担当
第1 防災教育	総務課、教育課
第2 過去の災害教訓の伝承	総務課
第3 防災広報の充実	総務課
第4 自主防災体制の強化	総務課、商工観光課
第5 防災訓練の充実	総務課、消防団、消防本部
第6 地区防災計画の推進	総務課
第7 調査・研究	総務課

### 第1 防災教育

---

町（総務課、教育課）及び各防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に児童期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

小学校においては、津波からの避難を第一に、家庭においても児童が率先して家族の避難行動を促すことができるよう防災教育の強化に取り組む。中学校においては、災害時における避難所でのボランティア活動等、「共助」の取組を自ら進んで行える人となるように、避難訓練等の機会を通して人材育成を推進する。

防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

### 第2 過去の災害教訓の伝承

---

町（総務課）は、東日本大震災など過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 第3 防災広報の充実

---

町（総務課）及び各防災関係機関は、正しい知識、自ら考え行動する力、自助・共助の取組みを住民等に普及するため、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努める。

また、広報の際は、重点的に普及する事項を明確にして行う。

〈町の防災広報手段・内容等〉

媒体	広報しらこ、講演会、回覧板（ひまわりメール）、広報車、学級活動、ビデオ、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、メール、SNS（防災LINE、X（旧Twitter）、Facebook）等
----	---

## 第2章 第1節 防災意識の向上

対象	住民、自主防災組織（自治会等）、児童生徒、企業、町職員
内容	<p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策</li> <li>イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</li> <li>ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行</li> <li>エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</li> <li>オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置</li> <li>カ 緊急地震速報の活用方法</li> <li>キ 警報や避難指示等の意味と内容の説明</li> <li>ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</li> <li>ケ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達</li> <li>コ 室内外等における地震発生時の心得</li> <li>サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時心得</li> <li>シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得</li> <li>ス 自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>セ 地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ</li> <li>ソ 防災学習</li> <li>タ 帰宅困難者の心得</li> <li>チ 地震保険の制度</li> <li>ツ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> <li>テ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</li> </ul> <p>(2) 地域防災力を向上させるための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救助救護の方法</li> <li>イ 自主防災活動の実施</li> <li>ウ 防災訓練の実施</li> <li>エ 企業の事業継続計画（B C P）</li> </ul> <p>(3) その他一般的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害に関する一般知識、調査結果</li> <li>イ 各防災機関の震災対策</li> <li>ウ 地域防災計画の概要</li> </ul>

## 第4 自主防災体制の強化

### 1. 自主防災組織の育成等

町（総務課）は、防災用資機材の整備助成、リーダー研修、防災訓練への協力等により、自主防災組織の設置や活動の活性化を促進する。

また、自主防災組織リーダーの育成に当たっては県の災害対策コーディネーター養成講座などを活用するほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

## 〈自主防災組織の活動〉

平常時	(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織（自治会等）・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
	(1) 情報の収集及び伝達（被害状況及び警報、ライフラインの状況、避難指示など）
	(2) 出火防止、初期消火
	(3) 救出・救護（救出活動・救護活動）
	(4) 避難（避難誘導、避難所の運営等）
	(5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

## 2. 中小企業の事業継続計画の促進

町（商工観光課）は、白子町商工会と共同して、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（B C P）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 第5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

## 〈主な防災訓練計画〉

町防災訓練	町は、原則として毎年1回（10月第4日曜日を基準）、町内全地区を対象とした防災訓練を実施する。 （主な訓練項目） シェイクアウト訓練、津波避難訓練、その他（避難所開設・運営訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練等）
職員防災訓練	町は、災害時における職員の対応能力の向上を図る訓練を隨時実施する。 （主な訓練項目） 非常招集訓練、災害対策本部訓練、避難所開設・運営訓練、災害通信連絡訓練、各種システム操作訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、各種図上訓練(HUG等)
自主防災訓練	町、長生郡市広域消防本部及び消防団等が協力し、自主防災組織等による訓練を随时実施する。 （主な訓練項目） 初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、給食給水訓練、図上型訓練、避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者の避難行動支援訓練、被害状況の収集・伝達訓練

## 第6 地区防災計画の推進

---

町（総務課）は、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。

## 第7 調査・研究

---

### 1. 防災関係機関との情報交換

町（総務課）は、国、都道府県、市区町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかる情報について、適宜、情報交換を行なう。

### 2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

町（総務課）は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

### 3. 専門的調査・研究の実施

町（総務課）は、町の社会状況の変化、国や県の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントや地区別防災カルテの作成を行い、町防災計画の修正や防災教育等に活用する。

## 第2節 津波災害予防対策

項目	担当
第1 津波広報、教育、訓練計画	総務課、企画財政課、教育課
第2 津波避難対策	総務課、長生郡市広域消防本部
第3 津波防護施設等の整備	総務課、教育課

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。このため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

### 第1 津波広報、教育、訓練計画

#### 1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上

##### (1) 住民自らの取組み

住民は、日ごろから白子町津波ハザードマップ等で、津波避難場所、避難経路、津波避難目標ライン、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自主防災組織（自治会等）の避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

##### (2) 行政の取組

町（総務課、企画財政課）は、「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるように、広報しらこ、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、内陸部の地域も含めて町内全般に周知する。

また、災害時に取るべき行動を分かりやすく整理した地区別防災カルテ等を作成し、日ごろからこれらを配布するなどして、地域住民等への周知に努めるほか、自主防災組織等、住民が主体となって、より実情に即した避難計画を策定できるよう連携を図る。

さらに、観光地や海水浴場等、旅行者、外来者の多い場所では、津波防災マップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

#### 2. 防災教育の推進

町（教育課）は、学校教育をはじめ東日本大震災等の過去の津波の教訓等について、映像や体験談を活用するなどして継続的な防災教育に努める。

#### 3. 津波避難訓練の実施

町（総務課）は、津波から住民の生命を守るため、海岸部や津波浸水予想地域にかかる住民や企業等を対象とした津波避難訓練を定期的に実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等への適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、住民、事業所、施設管理者等が一体となった実践的地域訓練や図上訓練、さらには、夜間を想定した避難訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織（自治会等）、住民、要配慮者及びその家族等にも訓練

への積極的な参加を求め、パンフレット等での広報に努める。

### 第2 津波避難対策

---

#### 1. 津波ハザードマップの周知

町（総務課）は、白子町津波ハザードマップを住民等へ周知徹底する。また、津波ハザードマップは、定期的な見直しを行う。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

#### 2. 津波避難体制の確立

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、千葉県津波避難計画策定指針や津波避難訓練等を通じて「白子町津波避難計画」を適宜見直し、町の津波避難対策を普及する。

##### (1) 避難指示の発令体制の確立

町（総務課）は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示を発令できる組織体制の整備を図る。

また、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

##### (2) 住民等の避難誘導体制の確立

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、安全かつ確実な避難方法を検討する。

イ 住民のほか、自治会、自主防災組織、消防団など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係者に周知する。

ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難誘導体制の整備を図る。

エ 津波避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ 自治会、自主防災組織等による避難誘導や、施設管理者による自主的な避難誘導体制の確立など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

##### (3) 海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

#### 3. 津波情報受伝達体制の確立

##### (1) 津波情報受伝達対策

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

##### (2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部はあらゆる広報伝達媒体（防災行政報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、津波警報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、住民

の避難行動に結びつくよう、その伝達内容等を確立しておく。

### ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

### イ 多様な伝達手段の確保

J－A L E R T（全国瞬時警報システム）の受信機と防災行政無線の自動運用や、防災アプリなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

### ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

### エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光客等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

## 第3 津波防護施設等の整備

---

### 1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備

県は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく九十九里浜ゾーンの整備について、海岸の利用形態や環境及び地元の意見を配慮して実施する。

また、津波の河川遡上による被害を軽減するため、河川堤防の嵩上げや構造強化等も必要に応じて実施する。

### 2. 防災施設等の運用体制

本町沿岸部には、津波防護のために県が管理する2箇所の陸閘（旭橋左岸陸閘・旭橋右岸陸閘）と2箇所の排水機場（南白亀・白潟）及び湛水被害の防止のために町が管理する12箇所の排水機場（古所・剃金・剃金（小）・旭橋（小）・中里（小）・幸治（小）・松潟・南白亀・五井西・東郷閑第一・東郷閑第二・東郷閑第三）と3箇所の揚水機場（市場・新川・五井）がある。

県と町は、これら施設の点検、操作等の確実な実施体制を確保する。

### 3. 津波避難場所等の指定・整備

町（総務課）は、災害対策基本法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難場所等の指定要件を踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、津波発生時に避難場所として利用するために整備した緊急避難施設（防災の丘）及び津波指定緊急避難場所としても活用される各小学校（屋上）について、適切な維持管理を行うとともに、津波ハザードマップや、宿泊施設、観光施設における津波ハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

## 第3節 火災予防・防火等都市防災の推進

項目	担当
第1 地震火災の防止	長生都市広域消防本部
第2 防災空間の整備・拡大	建設課
第3 市街地の整備	建設課

### 第1 地震火災の防止

#### 1. 出火の防止

長生都市広域消防本部は、以下の対策を推進する。

##### (1) 一般家庭に対する指導

自主防災組織（自治会等）、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅への住宅用火災警報器の普及促進及び防炎製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

##### (2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を記すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導に努め、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

##### (3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

##### (4) 危険物施設等に対する指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

長生都市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### (5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

##### (6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

#### 2. 初期消火の普及

長生都市広域消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対し

て消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

## 第2 防災空間の整備・拡大

---

### 1. 公園緑地の整備

町（建設課）は、災害時における延焼防止帯、救援・復旧活動の拠点、緊急避難場所を確保するため、公園や緑地の新たな整備を検討する。

### 2. 幹線道路の整備

各道路管理者（町建設課、県、千葉県道路公社）は、災害時における人・物を輸送する交通機能や火災の延焼防止機能を確保するため、道路の新設・改良に努める。

## 第3 市街地の整備

---

町（建設課）は、白子町都市マスタープランに基づき秩序ある土地利用を進めることで防災上の安全を確保した安心で均衡あるまちづくりを推進する。

今後、立地適正化計画を策定し、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する場合は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

また、要配慮者に配慮し、道路、ライフライン、公共施設の整備においてユニバーサルデザインやバリアフリーに努める。

## 第4節 消防体制の整備

---

項目	担当
第1 消防体制・施設の強化	長生都市広域消防本部
第2 消防職員、団員等の教育訓練	長生都市広域消防本部
第3 消防計画の推進	長生都市広域消防本部

### 第1 消防体制・施設の強化

---

長生都市広域消防本部は、火災をはじめとする各種災害から住民の生命、身体、財産を守るために、消防ポンプ自動車等の車両及び防火水槽等の消防水利の現況を把握した上で消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

#### 1. 常備消防の強化

国の「消防力の整備指針」等に基づき、緊急消防援助隊登録車両を含めた消防車両の計画的な整備及び増強を図る。

また、地震火災に対する事前の各種情報データの整備を行い、地震火災時に迅速、的確な火災情報の収集及び指揮命令を伝達するため、情報通信体制を整備強化する。

#### 2. 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るとともに、国が定める「消防水利の基準」、地震被害想定、地域の火災危険等を考慮した消防水利の整備を推進する。

また、大規模地震時の断水に備えて耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等を検討し、計画的な整備を推進する。

#### 3. 消防団の充実・強化

消防団の施設・装備・処遇の充実、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発を行う。

また、消防団に関する普及・啓発や消防団の施設・設備について、必要に応じて県に支援を要請する。

#### 4. 広域応援の備え

千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画に基づき迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、各種訓練に参加して応援部隊間の連携を図るとともに、県内消防本部との連絡体制を密にする。

### 第2 消防職員、団員等の教育訓練

---

長生都市広域消防本部は、消防職員や消防団員等に対する教育訓練により活動能力の向上を図る。

- (1) 総務省消防庁の消防大学校での教育訓練への消防幹部職員等の参加促進
- (2) 県消防学校での教育訓練への消防職員及び団員等の参加促進
- (3) 企業の自衛消防隊員等への教育訓練（講師の派遣等）
- (4) 消防大会及び全国消防操法大会千葉県代表選考会への消防職員・団員の参加促進
- (5) その他、各種講習会等への参加促進

### 第3 消防計画の推進

---

長生郡市広域消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の警防計画
- (4) 消防職員及び消防団員の非常時招集計画
- (5) 火災等出動計画
- (6) 特殊消防対象物警防計画
- (7) その他の消防計画
- (8) 消防訓練計画
- (9) 火災予防計画

## 第5節 耐震化・液状化対策の推進

項目	担当
第1 建築物等の対策	総務課、建設課、教育課
第2 ライフライン施設の対策	環境課、ガス事業所、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)
第3 道路、河川・海岸等の対策	建設課、県、長生土木事務所、千葉県道路公社

### 第1 建築物等の対策

#### 1. 既存建築物の耐震化

町（建設課）は、白子町耐震改修促進計画（令和4年3月改定）を推進し、住宅、特定既存耐震不適格建築物、町有建築物等の耐震化を促進する。

#### 2. 教育施設の耐震化

町（教育課）は、小中学校施設等の吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

#### 3. 建築設備等の耐震対策

##### (1) エレベーターの閉じ込め対策

町（建設課）は、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められた場合の復旧対策について関係団体との情報共有等を進める。

##### (2) 落下物防止対策

町（建設課）は、千葉県落下物防止指導指針に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や町が定める避難主要道路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して適切な改修や補修の指導を行う。

##### (3) 家具・大型家電の転倒防止

町（総務）は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報らしく、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

#### 4. 建築防災体制の整備

町（建設課）は、既存建築物の耐震診断等の実施や県と連携し被災時の応急危険度判定の実施体制を充実する。

#### 5. 液状化対策の普及

町（建設課）は、液状化のリスクが高いと推定される地域での建築時の地盤調査や液状化対策を啓発する。

県は、液状化対策に役立つ地盤情報の収集や公表、建築技術者等を対象とした液状化対策講習会を開催する。

#### 6. 盛土の崩落を防ぐ安全対策

県（宅地安全課）は、町（建設課）と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、

当該盛土について、対策が完了するまでの間に、避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合、町（総務課）は県に助言や支援を求める。

### 第2 ライフライン施設の対策

---

ライフライン事業者は、施設の耐震化、災害時の代替手段や復旧体制の確保等の対策を推進する。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会の活動等を通じてそれぞれのライフラインが連携した対策を推進する。

#### 1. 水道施設

長生郡市広域水道部は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性を強化するとともに、老朽化した施設の更新や補強を進める。また、地盤改良等による液状化の防止や液状化発生時の施設被害を防止する対策の実施に努める。

長生郡市広域水道部は水道事業ビジョン・経営戦略を推進し、本戦略において位置づけられた更新計画により施設の耐震化率を計画的に向上させる。

また、震災等により給水供給が停止した場合、浄水場・配水池だけでは給水用水が不足するため、給水拠点である浄水場の非常用水源として井戸を整備し、飲料水を確保する。

- (1) 隣接水道事業者との緊急時連絡管の協定
- (2) 配水施設の機能停止を想定した管路のループ化
- (3) 導水、送水、配水管などの老朽管の耐震化
- (4) 配水池、浄水施設、自家発電施設等の更新と合わせた耐震化
- (5) 施設の常時監視、保守点検、耐震・耐火・耐水の整備補強
- (6) 各配水池への緊急遮断弁等の流失防止装置の設置
- (7) 緊急時給水拠点の確保

#### 2. 下水道施設

町（環境課）は、法令に定める技術基準に基づいて施設の重要度と地震動レベルに応じた耐震対策を推進する。既設施設については、優先度を考慮して順次耐震化を図ることで災害に強い機能確保に努める。

#### 3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

#### 4. 都市ガス施設

町（ガス事業所）は、法令に定める技術基準に適合する設備や二次災害の防止対策に努めるとともに白子町ガス事業経営戦略を推進し、本戦略において位置づけられた更新計画により施設の耐震化率を計画的に向上させる。

#### 5. 電話施設

N T T 東日本株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

また、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努め、特に、町庁舎等の重要な拠点の通信確保に配慮する。

### 第3 道路、海岸・河川等の対策

---

#### 1. 道路

各道路管理者（町建設課、県、千葉県道路公社）は、道路の耐震対策を実施して安全確保に努めるとともに、災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、災害に強い道路整備や、被災地の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

町（建設課）は、耐震補強事業に基づく耐震補強工事と橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施するなど効率的な道路の耐震化を推進する。

#### 2. 海岸・河川

##### (1) 海岸

海岸管理者（県）は、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進め、施設の重要性を考慮した液状化対策を実施する。

##### (2) 河川、水門、樋門

河川管理者（県）は、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防、護岸等の整備を推進する。また、国の耐震点検マニュアルに基づいて堤防、護岸、樋門、樋管等を点検し、危険度の高い施設から順次対策等を実施する。

## 第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項目	担当
第1 避難行動要支援者の支援体制	総務課、健康福祉課
第2 要配慮者全般の支援体制	総務課、健康福祉課、教育課
第3 社会福祉施設等の対策	総務課、健康福祉課、社会福祉施設管理者
第4 外国人の支援体制	総務課、住民課

### 第1 避難行動要支援者の支援体制

町は、災害対策基本法の規定や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援体制を整備する。

#### 1. 避難行動要支援者名簿の作成等

町（健康福祉課）は、白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援等関係者への名簿情報の提供、名簿情報の漏えい防止措置等を講じる。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。

（白子町避難行動要支援者名簿の対象・記載事項・避難支援等関係者）

項目	内 容	
名簿の対象範囲	① 要介護認定3～5の者 ② 身体障害者手帳1・2級の者 ③ 療育手帳Ⓐ、Aの者 ④ 精神保健福祉手帳1・2級の者 ⑤ 70歳以上の単身世帯及び70歳以上の世帯員のみで構成されている世帯で希望する者 ⑥ その他町長が認める者	
名簿の記載事項	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 ⑦ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項	
名簿の情報提供先 (避難支援等関係者)	① 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ② 茂原警察署 ③ 白子町民生委員・児童委員 ④ 白子町社会福祉協議会 ⑤ 白子町地域包括支援センター ⑥ 自治会長 ⑦ 自主防災組織	

#### 2. 個別避難計画の策定

町（健康福祉課）は、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。

### (1) 個別避難計画の作成及び活用

#### ア 作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にし、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。

また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

#### イ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

- ① 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### ウ 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

#### エ 町における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

#### オ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

#### カ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

#### キ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

#### ク 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

#### ケ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

## 第2 要配慮者全般の支援体制

### 1. 支援体制の整備

町（健康福祉課）は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援する体制づくりに努める。

また、体制づくりに当たっては、女性の意見や支援体制への女性の位置付けなどを考慮する。

## 2. 避難指示等の伝達体制の充実・強化

町（総務課、健康福祉課）は、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を要配慮者へ迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段や伝達体制の充実を図る。

### 〈要配慮者への避難指示等の伝達手段の現状〉

同報系防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、白子町メール配信サービス、Yahoo!防災速報、白子町ホームページ、SNS（白子町防災LINE等）、緊急速報メール、広報車による巡回放送、自主防災組織等の巡回

## 3. 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、文字放送受信装置、自動消火装置等の設置の普及に努める。

なお、障がい者については、障害の種類及び程度に応じて情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、緊急通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、伝達体制や仕組みも含めて必要な施策の実施に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。さらに、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

## 4. 避難施設等の整備及び周知

### （1）避難所の環境整備

町（総務課、健康福祉課、教育課）は、指定避難所の段差解消、多機能トイレの整備、要配慮者用スペースの確保、ピクトグラムによるトイレなどの設備の表示等に努める。また、町（総務課）は、要配慮者の避難生活に必要となる車椅子、簡易ベッド、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、哺乳びん、おむつ等の乳児用備品、女性の視点に配慮した授乳のための設備、生理用品、食物アレルギー対応食品などの指定避難所への備蓄に努める。

また、町が備蓄困難な備品等は、関係団体、事業者との協定等により円滑に調達する体制を確保するほか、個別の事情による医薬品等については要配慮者の家族等が備えておくよう周知する。

### （2）福祉避難所の指定

町（総務課、健康福祉課）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を、町有施設（保育所等）の活用や民間の社会福祉施設との災害協力協定により確保し、受入対象者を特定して指定する。

また、社会福祉施設等と連携協力し、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成、運営訓練、資機材等の整備に努める。

## 5. 防災知識の普及等

県及び町（健康福祉課）は、要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対するパンフレット・チラシ等の配布による広報の充実を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるほか、避難支援等関係者との人間関係及び信頼関係の強化を啓発する。

## 6. 避難生活者等の支援体制の整備

県及び町（健康福祉課）は、在宅避難や応急仮設住宅に入居する要配慮者への健康相談や生活支援を災害時に円滑に行えるよう、地域組織、長生保健所、社会福祉協議会、その他福祉関係機関のネットワークづくりを推進する。

また、保健所からの情報提供または要支援者名簿等により把握した、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について保健所と連携し、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう啓発する。

## 第3 社会福祉施設等の対策

---

県及び町（健康福祉課）は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

### 1. 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

### 2. 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成しておく。

また、町（総務課、健康福祉課）との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣の自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

その他、町との災害時の情報伝達方法を、相互に確認しておくようにする。

### 3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

## 第4 外国人の支援体制

---

町（総務課、住民課）は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の要配慮者に対する防災対策に努める。

### (1) 外国語による防災パンフレットの配布

英語等の防災パンフレットを作成、配布し、日頃より啓発に努める。

### (2) 在日外国人の防災訓練参加の促進

防災訓練実施の際、訓練実施区域に住む外国人の参加を促進する。

### (3) 避難場所等の外国語標記

## 第2章 第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

指定避難場所等の案内表示板に外国語を併記し、外国人にも理解しやすいように努める。

### (4) 通訳ボランティアの協力要請

被災した外国人の相談に応ずるため、災害時通訳ボランティアの協力体制の確立に努める。

## 第7節 情報通信体制の整備

---

項目	担当
第1 情報通信施設の整備	総務課、N T T 東日本(株)
第2 非常通信体制の充実強化	総務課

### 第1 情報通信施設の整備

---

町（総務課）は、防災関係機関、住民等への災害情報の収集、伝達を円滑に行うため、多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、通信施設の整備に当たっては、揺れや浸水等の影響を考慮した耐震対策や浸水対策に留意するほか、一週間程度の継続的な使用が可能な非常用電源設備の整備に努め、保守点検、的確な操作の徹底等を図る。

なお、N T T 東日本株式会社など電気通信事業者にあっては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努め、特に、役場庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

#### 1. 防災無線の整備・拡充

町（総務課）は、防災行政無線のデジタル化の整備拡充、子局の予備バッテリーの確保などを推進する。

#### 2. 担い手の確保

町（総務課）は、町職員等に対して無線従事者資格の取得を奨励し、無線従事者の増員・確保を図るとともに通信機器の操作方法の研修を行う。

#### 3. 多メディア化の推進

町（総務課）は、C A T V、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

### 第2 非常通信体制の充実強化

---

#### 1. 非常通信協議会の活用

町（総務課）は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処する電波法第52条の規定に基づく非常通信について、非常通信の伝送訓練など関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

#### 2. 住民への情報提供体制の充実

町（総務課）は、住民等へ災害情報をより確実に提供するため、白子町メール配信サービスや白子町公式防災LINEへの登録を促進するとともに、停電時における情報取得に備えるため、モバイルバッテリー等の備蓄について普及、啓発する。

## 第8節 備蓄・物流計画

項目	担当
第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務課、商工観光課
第2 燃料の確保	総務課
第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保	健康福祉課
第4 水防資機材の確保	建設課

### 第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

#### 1. 備蓄意識の啓発

町（総務課）は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。

また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、具体的な品目や点検・入れ替え等の方法も含めて家庭内備蓄の普及・促進を図る。

#### 2. 町の備蓄・調達体制の整備

町（総務課）は、白子町備蓄計画に基づき、想定避難者数を考慮した備蓄目標を設定し、計画的な備蓄を推進する。また、備蓄品目、備蓄量を、毎年公表する。

##### (1) 現物備蓄の推進

生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需品などの物資や避難所運営等に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材などの計画的な備蓄に努める。

備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮するほか、保管期限や耐用年数を考慮した点検、入れ替え等を適切に実施し、備蓄品の品質管理及び機能維持に努める。

また、被災者に物資を迅速に提供するため指定避難所等への分散備蓄を進める。

##### (2) 流通備蓄の推進

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資、大量に必要となるもので全てを現物備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については災害時の調達で確保するものとし、災害協定の締結団体の在庫確認やさらなる災害協定の締結を検討する。

#### 3. 災害時物流体制の確保

町（総務課、商工観光課）は、物資集積拠点に搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

その他、大規模災害時において、県は町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む。）により必要な物資を確保し、町の集積拠点まで物資を輸送することに留意する。

## 第2 燃料の確保

---

町（総務課）は、平時から公用車の燃料を半分以上確保するよう努める。

また、千葉県LPガス協会長戸支部や千葉県石油協同組合茂原支部と締結した災害協定を踏まえ、緊急車両への優先給油や災害対策拠点施設（災害対策本部、避難所、医療機関等）への円滑な燃料供給体制を確保する。

## 第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保

---

町（健康福祉課）は、災害時に必要となる医薬品、衛生材料、応急医療資機材の備蓄に努める。

また、医薬品等が不足する場合に、長生保健所（健康福祉センター）等から備蓄品等の供給を速やかに要請し、受け入れる体制を確保しておく。

## 第4 水防資機材の確保

---

町（建設課）は、水防活動用資機材等の備蓄、点検に努める。

## 第9節 防災関連施設の整備

項目	担当
第1 避難施設の整備	総務課、健康福祉課、教育課
第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	総務課、教育課

### 第1 避難施設の整備

#### 1. 避難場所等の整備

町（総務課）は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、避難場所等の収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、日頃から住民等へ周知徹底する。

〈指定緊急避難場所等の指定状況〉

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、津波、洪水）から避難する施設	小中学校・緊急避難施設等（津波、洪水については、公共建物の上階も活用）
津波緊急避難ビル	津波が発生するおそれがある場合、緊急的に一時避難する施設	町内の民営宿泊施設、リゾートマンション等
指定一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校・ふれあいセンター
指定福祉避難所	住居が被災した要配慮者が一時滞在する施設	未指定。町内の社会福祉施設との災害協定による福祉避難所予定施設は確保済み。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定等

町（総務課、健康福祉課、教育課）は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

##### ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、住民へ周知徹底する。

また、指定緊急避難場所は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、洪水に対応する指定緊急避難場所は過去の浸水履歴や洪水浸水想定を考慮し、予測される浸水深以上の高さに避難スペースがあるものとする。

津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものとする。

その他、近隣市町村への避難が効果的な場合は、当該市町の協力を得て指定緊急避難場所を指定する。

指定緊急避難場所を指定又は廃止した時は、県に通知するとともに公示する。

##### イ 指定緊急避難場所の周知

## 第2章 第9節 防災関連施設の整備

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

### ウ 誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### (2) 指定一般避難所の指定

#### ア 指定避難所の指定

町（総務課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

また、施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばないよう既に耐震性、耐火性が確保され、地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所を指定又は廃止したときは、県に通知するとともに公示する。

#### イ 指定避難所の整備等

災害関連死を減らすには、避難生活でのストレス障害や持病の悪化などを抑制する必要があり、パーソナルスペースの確保、飲食料等の備蓄、災害用トイレの準備など避難所の環境整備が重要となることから、次の点に留意した指定避難所の整備及び避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

①天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、必要に応じ井戸、給水タンク、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、換気、照明、テレビ・ラジオ等避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備（その施設を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

②上記①の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

③感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当と健康福祉担当が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討する。

④救護所、通信機器等施設・設備を整備する。

⑤要配慮者の入所できる福祉避難用のスペースを確保し、段ボールベッドやパーテイション等を配備する。また、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示し、平時からその周知に努める。

⑥食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源（自家発電設備）、医薬品、炊き出し用具・設備、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄する。また、灯油、LPGガスなどの非常用燃料を確保する。

## 第2章 第9節 防災関連施設の整備

※備蓄については、本章 第8節「第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備」参照

- ⑦間仕切りやワンタッチパーティション、照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保する設備等を整備する。
- ⑧学校を指定する場合は、学校が教育活動の場であること、避難所としての機能は応急的なものであることを考慮し、教育委員会等関係部局や地域住民等関係者と事前に調整する。
- ⑨避難所の効率的な管理のために、町が策定した避難所運営マニュアルを基本として避難所ごとの具体的な運営マニュアル、避難所内の空間配置図、レイアウト図、施設の利用計画の作成に努める。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識や夏季の熱中症対策等の普及に努める。
- ⑩指定管理施設の場合は、町と指定管理者により、事前に避難所運営に関する役割分担、町との連絡体制、施設・設備・事務機器・備品等の使用範囲及びルール、備蓄品の保管、費用負担等を定める。
- ⑪選挙の投票所となる施設については、災害時にも投票が行われる場合を想定し、投票所と避難所の使用スペース等を事前に協議しておく。
- ⑫ペット同行避難者のペットの管理スペースについて施設管理者と事前に協議しておく。
- ⑬保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が行う状況把握を円滑に行うことができるよう、平時から実施主体間で調整し、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲の検討に努める。
- ⑭在宅避難者の発生や避難所の不足等に備え、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援策を平時から検討するよう努める。
- ⑮やむを得ず車中泊となる避難生活者に備え、地域の実情に応じて車中泊避難スペースの設置等、車中泊避難者の支援策の検討に努める。その際、車中泊での健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

### (3) 指定福祉避難所の指定

町（総務課、健康福祉課）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所を、第6節・第2「4. 避難施設等の整備及び周知」により指定する。また、指定福祉避難所については、施設のバリアフリー化、ポータブルトイレ等の整備、生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置体制確保に努める。

### (4) 震災対策用貯水施設等の整備

町（総務課）は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は災害用井戸の整備に努める。

## 第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町（総務課、教育課）は、情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等などに有効なヘリコプター臨時離着陸場を本計画（資料編）に位置付け、災害時の運用体制を確保する。

特に、避難場所等の臨時離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離着陸場の区別等、所要の措置を講じておく。

## 第10節 帰宅困難者等対策

---

項目	担当
第1 一斉帰宅の抑制対策	総務課、商工観光課、NTT東日本(株)
第2 帰宅困難者の安全確保対策	総務課、商工観光課、県
第3 帰宅支援体制の確保	総務課、商工観光課、県

### 第1 一斉帰宅の抑制対策

---

#### 1. 基本原則の周知・徹底

町（総務課、商工観光課）は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

#### 2. 安否確認手段の普及・啓発

町（総務課、商工観光課）及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用伝言板（web171）、SNS、IP電話などの安否確認手段について、体験サービスの活用を啓発し、発災時の円滑な利用を促進する。

また、企業など関係機関において、家族等との安否確認手段やルールを決めておくよう啓発する。

#### 3. 帰宅困難者等への情報提供体制の確保

町（総務課、商工観光課）は、関係機関と連携して緊急速報メール、防災メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した災害時の帰宅困難者への情報提供体制を検討する。

#### 4. 企業などの施設内待機の促進

町（商工観光課）は、企業などにおける従業員や観光客等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を促進する。

各企業は施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について自ら準備に努め、学校等は、家庭や地域と連携協力した準備に努める。

### 第2 帰宅困難者の安全確保対策

---

#### 1. 一時滞在施設の確保

町（総務課、商工観光課）は、耐震性などの安全性を考慮したうえで、出先や路上等の屋外で帰宅困難となった外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。また、民間施設を指定する場合には当該事業者と協議し、協定等を締結しておく。

一時滞在施設を指定した際は、一時滞在者への周知方法、施設における情報提供や物資の備蓄についても検討しておく。

#### 2. 宿泊施設における利用者の保護

宿泊施設等における利用者保護のため、県及び町（商工観光課）は、宿泊施設との情報連絡体制の整備を図る。また、震災時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

### 第3 帰宅支援体制の確保

---

#### 1. 災害時帰宅支援ステーションの周知

町（総務課、商工観光課）は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

#### 2. 搬送手段の確保

町（総務課、商工観光課）は、障がい者、高齢者、妊娠婦、乳幼児など自力での徒歩が困難な特別搬送者（災害時に一般のバスや鉄道などを利用して自力で帰宅することが困難な配慮が必要な方）について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

## 第11節 防災体制の整備

---

項目	担当
第1 町の防災体制の整備	総務課
第2 業務継続体制の整備	総務課、各課等

### 第1 町の防災体制の整備

---

#### 1. 危機管理能力の向上

町（総務課）は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識の取得や危機管理意識の醸成に取り組む。

#### 2. 災害対策本部体制の整備

町（総務課）は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部の事務局体制を整備し、災害対策本部の設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

#### 3. 県、町及び防災関係機関の連携の強化

県、町（総務課）及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

### 第2 業務継続体制の整備

---

町（総務課、各課等）は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、白子町業務継続計画により、災害時の業務継続体制を確保する。

また、想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

項目	担当
第1 町職員の非常配備	各班
第2 町災害体制本部の設置	各班、長生郡市広域消防本部
第3 災害救助法の運用	各班、長生郡市広域水道部、長生郡市広域消防本部

### 第1 町職員の非常配備

#### 1. 職員の非常配備

地震・津波に対する町職員の配備基準、体制は次のとおりとし、町内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。

非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈地震・津波時の非常配備基準〉

非常配備態勢	配備基準	配備内容	配備人員
情報収集体制	①町内で震度4を観測したとき 《自動配備》 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表されたとき ③北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき《自動配備》 ④町内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき《自動配備》 ⑤町内で震度3以下を観測し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	災害関係課の職員で情報連絡活動を円滑に行える体制とする。	総務課 建設課 ガス事業所
災害即応体制	①町内で震度5弱を観測したとき 《自動配備》 ②町内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき《自動配備》 ③町内で震度4を観測し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 自衛消防隊
災害対策本部 第1配備	①町内で震度5強を観測したとき 《自動配備》 ②町内に津波に関する特別警報（大津波警報）が発表されたとき《自動配備》 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき《自動配備》 ④以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき a. 特に大きな被害が発生したとき b. 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

非常配備態勢	配備基準	配備内容	配備人員
災害対策本部 第2配備	①県内で震度6弱を観測したとき 《自動配備》 ②以下のa又はbに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 a.町内の広範囲にわたって被害が発生したとき b.局地的であっても被害が甚大であるとき	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とする。	同上
災害対策本部 第3配備	①町内で震度6強以上を観測したとき 《自動配備》 ②以下のa又はbに該当する場合で、本部長が、町の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 a.町内の広範囲にわたる被害が発生したとき b.局地的であっても被害が特に甚大であるとき	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	同上

(注) 配備の特例措置

- 1) 配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2) 各課等の長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、総務課長と協議の上、町長の承認を得て、当該課の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

町職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

## 2. 職員の動員

### (1) 非常配備の発令

総務課は、非常配備の発令基準に関係する地震、津波情報を覚知し、発令基準に達した場合、又は達するおそれがある場合は、総務課長にその旨を報告する。

総務課長は町長に非常配備の発令を進言し、町長は非常配備を発令する。

休日夜間等勤務時間外の場合で、宿日直者が次に掲げる情報を収受し、又は自ら覚知したときは総務課長に連絡し、その指示等を必要に応じて各関係職員に連絡する。

- ① 災害発生のおそれのある防災気象情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ③ 災害発生のおそれのある異常現象の通報等があったとき。

また、各課等の長は、平時から所属の各職員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるようしておく。

## 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

### (2) 非常配備の伝達

#### ア 勤務時間内

総務課は、庁内放送、各課等への口頭連絡等により、各職員へ非常配備（種別）を周知する。

#### イ 勤務時間外

総務課は、同報系防災行政無線の放送、電話連絡網等により、各職員へ非常配備を周知する。

### (3) 参集行動

#### ア 町職員の参集行動

町職員は、地震、津波情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、「自動配備」基準に該当することを覚知した場合は、自主参集を開始し、勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

参集途上では可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに上長を通じて総務課に報告する。

災害の状況により参集場所への移動が困難な場合は最寄りの町の施設に参集し、上長又は総務課に報告する。

#### イ 初動対応職員の指定等

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定しておく。

初動対応職員は、本部員（班長）、本部事務局職員（総務班職員）、本部連絡員、情報連絡員、各所属の情報収集体制職員とする。

また、初動対応職員は、参集直後から次の初動活動を実施する。

- ① 千葉県防災情報システム及び町防災行政無線の運用
- ② 庁舎非常電源の確保
- ③ 被害等の情報収集
- ④ 防災関係機関との連絡調整

### (4) 配備状況の収集、報告

各課等の長は、非常配備状況を総務課長に報告する。また、総務課長は、非常配備状況等を集約し、町長に報告する。

## 第2 町災害対策本部の設置

### 1. 災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

町長は、「非常配備基準（震災時）」の災害対策本部第1配備、第2配備又は第3配備に該当する場合、白子町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

#### (2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎2階会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能の場合は、白子町青少年センター又は関小学校に設定する。

#### (3) 設置の通知

町本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、町職員その他必要な機関に周知する。

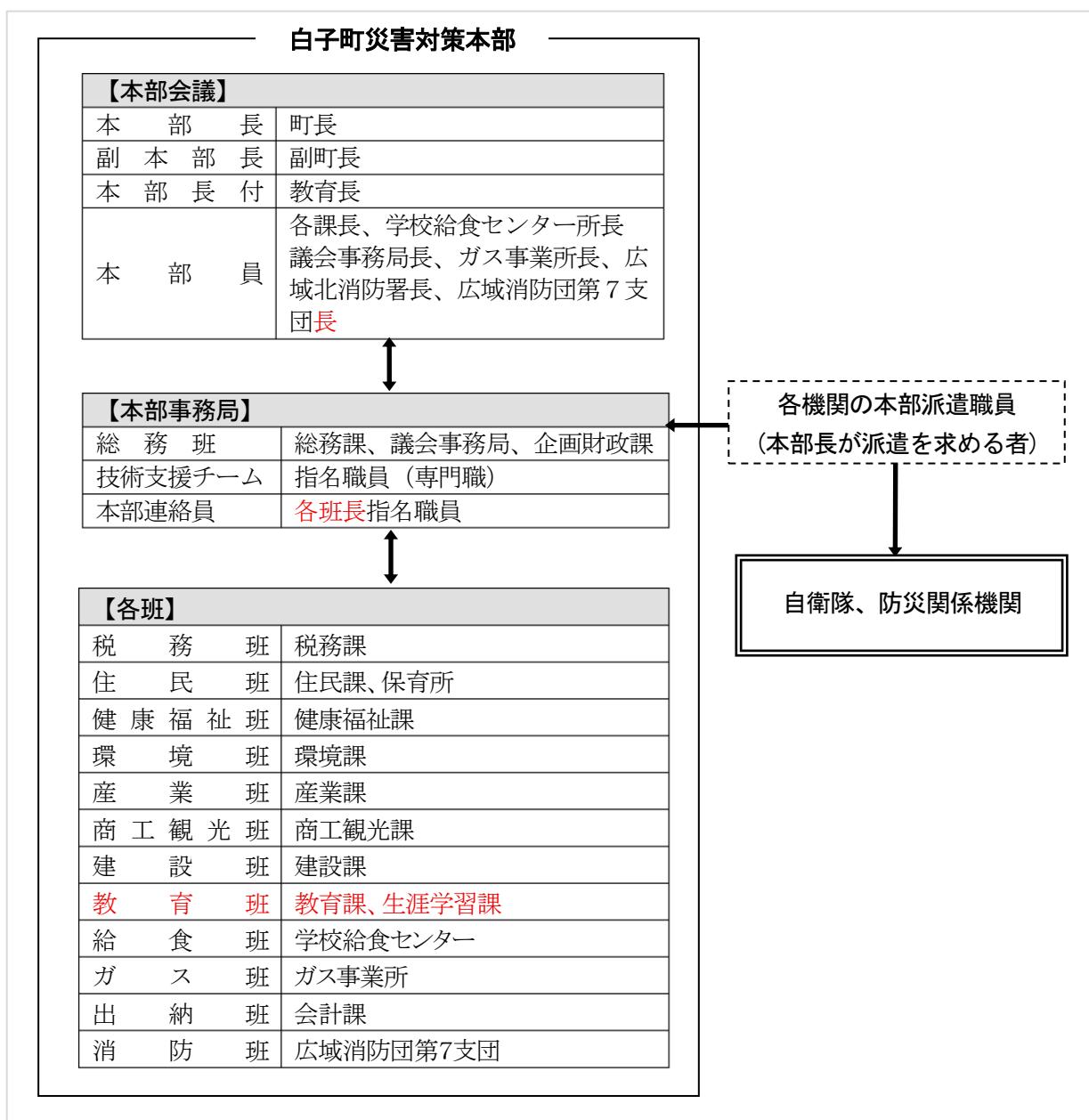
### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

通 知 先	通 知 方 法
町職員	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
県(防災対策課)	県防災行政無線、電話、FAX、県防災情報システム、メール
防災関係機関 隣接市町村	県防災行政無線、電話、FAX、メール
報道機関	電話、FAX、記者発表
住民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、白子町メール配信サービス、SNS(防災LINE等)、緊急速報メール、Lアラート

## 2. 本部組織の確立・運営

### (1) 本部組織の確立

町長は、白子町災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。



#### 〈白子町災害対策本部の組織体制及び指揮・連絡系統〉

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

〈白子町災害対策本部の機能等〉

	機能・職務等
本部員会議	<p>本部長、副本部長、本部長付、本部員で構成し、本部長の招集により次の事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策の基本方針の決定</li> <li>② 災害対策、活動体制等の総合調整</li> <li>③ その他重要事項の決定</li> </ul> <p>また、審議事項に応じて関係する本部員等に限って会議を開催することができる。この場合、審議事項及び決定事項等を本部員等に報告する。</p>
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部長付	本部長を補佐する。
本部員	担当する班の職員を指揮する。
本部事務局	本部員会議の庶務、本部員、本部連絡員との連絡調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、各班との連絡調整、本部員会議への報告等を行う。
技術支援チーム	各課の専門職を一元管理する必要があると本部長が判断した場合に設置する。総務班長の指揮の下、各班からのニーズに応じて助言や専門職員の派遣等を行う。
班	所掌する事務を実行する。

#### (2) 本部機構の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長の権限により行われるが、本部長不在時、又は事故あるときは、①副町長、②教育長、③総務課長の順に権限を委任する。

#### (3) 班編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌は次表のとおりとする。

なお、支援に関する事務分掌は、当該事務を主担当とする班が指揮を執ることとし、業務内容や人員等について事前に調整するよう努める。

〈災害対策本部の班編成及び事務分掌〉

【班名】 ◎班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (◎付きの事務は災害救助法適用事務)
	警戒	初動	応急	復旧	
【各班】 共通					<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管車両の管理及び配備に関すること。</li> <li>○所管施設等の被害状況調査、報告に関すること。</li> <li>○他の班の応援に関すること。</li> </ul>
【総務班】 ◎総務課長 ○総務課職員 ○議会事務局職員					<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置運営に関すること。</li> <li>○地震、防災気象情報等の受信及び伝達に関すること。</li> <li>○県、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>○本部及び各班との連絡調整、受援の統括に関すること。</li> <li>○自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>○消防団との連絡調整に関すること。</li> <li>○避難情報の発令、伝達に関すること。</li> <li>○町有財産の被害調査・応急措置・復旧に関すること。</li> <li>○緊急通行車両の申請に関すること。</li> <li>○車両の調達、管理及び配車に関すること。</li> <li>○被害状況調査の総括に関すること。</li> <li>○被害状況の収集、集計に関すること。</li> </ul>
◎企画財政課長 (副班長) ○企画財政課職員					<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法事務の総括に関すること。</li> <li>○防災行政無線の運用に関すること。</li> <li>○広報活動、報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>○給水計画、水道関係団体との連絡調整に関すること</li> </ul>

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

【班名】 ◎班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (◎付きの事務は災害救助法適用事務)
	警 戒	初 動	応 急	復 旧	
					○災害の記録及び統計に関すること。
					○災害関係予算及び資金に関すること。
					○災害見舞及び視察者に関すること。
					○他班に属さない事項の調整に関すること。
【出納班】 ◎会計課長 ○会計課職員					○災害資金の出納に関すること。
					○災害見舞金、義援金の受入れに関すること。
【税務班】 ◎税務課長 ○税務課職員					○家屋の被害調査、罹災証明に関すること。
					○町税の減免に関すること。
【住民班】 ◎住民課長 ○住民課職員 ○保育所職員					○住民の安否情報に関すること。
					○死体の埋火葬に関すること。
					○保育所の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○応急保育に関すること。
					○災害相談窓口の設置に関すること。
【健康福祉班】 ◎健康福祉課長 ○健康福祉課職員					○避難行動要支援者の避難支援に関すること。
					○避難所（小中学校を除く。）、福祉避難所の設置・管理及び避難者の収容・支援に関すること。
					○医療救護、医療関係機関との連絡調整に関すること。
					○要配慮者の福祉サービスに関すること。
					○死体の処理及び安置に関すること。
					○保健衛生、防疫に関すること
					○医療、保健、福祉施設の被害調査、応急措置、復旧に関すること
					○社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること
					○被災者生活再建支援金、災害弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
					○義援金の配分、支給に関すること。
【保健活動班**】 ◎健康福祉課長 ○保健師・管理栄養士					○避難者の健康管理に関すること。
【環境班】 ◎環境課長 ○環境課職員					○コミプラ施設（下水道）の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○災害廃棄物の処理に関すること。
					○ペットに関すること。
					○環境保全対策に関すること。
【産業班】 ◎産業課長 ○産業課職員					○排水機場に関すること。
					○農地及び農業用施設並びに農畜産物の応急対策に関すること。
					○被災農林水産業者の復旧及び融資に関すること。
					○農業団体との連絡に関すること。
					○家畜等の防疫に関すること。

※保健活動班の設置は、〈白子町災害対策本部の機能等〉の技術支援チームに準ずる。

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

【班名】 ○班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (○付きの事務は災害救助法適用事務)
	警戒	初動	応急	復旧	
【商工観光班】 ○商工観光課長 ○商工観光課職員					○飲料、食料、生活必需品の調達、受入（物資集積所の設置運営含む。）、輸送に関すること。
					○観光客の避難誘導、帰宅困難者の対応に関すること。
					○商工業の被害調査、復旧及び融資に関すること。
					○商工関連団体との連絡調整に関すること。
【建設班】 ○建設課長 ○建設課職員					○道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急・復旧に関すること。
					○緊急輸送道路の確保に関すること。
					○交通規制に関すること。
					○道路等における障害物の除去に関すること。
					○水防に関すること。
					○建築物の応急危険度判定に関すること。
					○建設業者との連絡調整に関すること。
					○町営住宅の被害調査及び復旧に関すること。
					○応急仮設住宅（建設型、賃貸型）に関すること。
					○被災住宅の応急修理に関すること。
					○住居障害物の除去に関すること。
【教育班】 ○教育課長 ○(副班長) 生涯学習課長 ○教育課職員 ○生涯学習課職員					○小中学校避難所の設置・運営及び避難者の収容・支援に関すること。
					○教育その他管理施設の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○児童、生徒及び教職員の被害状況の取りまとめに関すること。
					○被災児童、生徒に対する学用品の支給に関すること。
					○応急教育に関すること。
					○ヘリコプター離発着場開設の支援に関すること。
					○文化財の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○青少年センター等施設の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
【給食班】 ○学校給食センター所長 ○学校給食センター職員					○給食センターの被害調査・応急措置・復旧、炊出しにおける使用調整に関すること。
【ガス班】 ○ガス事業所長 ○ガス事業所職員					○ガス事業施設の被害調査・応急措置（安全周知・供給停止・再開等含む。）・復旧に関すること。
					○ガス漏洩通報の受付、ガス関係機関との連絡調整に関すること。
【消防班】広域消防団 ○第七支団長 ○第七支団員					○消防団員の動員に関すること。
					○消防機関との連絡に関すること。
					○水害、火災、その他の災害に係る救助業務に関すること。
					○死体の捜索に関すること。
					○災害発生による情報の収集及び広報に関すること。
					○海岸、河川等の危険地域の警戒及び応急措置に関すること。
					○水害、災害の警戒防御に関すること。
					○避難者の誘導に関すること。

(注) 実施時期の「警戒」は発災前の警戒段階（風水害を想定）、「初動」は発災～3日程度、「応急」は発災後4日～1週間程度、「復旧」は発災後1週間後～1か月程度の時期を想定している。

## 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

### 3. 職員の配置・応援等

#### (1) 職員の配置・健康管理

各班長は班の職員の参考状況に応じて各班の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

なお、災害対応が長期化する場合は、職員の健康調査の実施や帰宅が困難な職員のための休息スペースの確保、避難所担当職員の早期ローテーションにより職員の健康管理に努める。

本部連絡員は班の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を総務班に隨時報告する。

#### (2) 職員の応援

各班長は、班の職員が不足する場合、他の班の職員の応援を総務班長に要請する。

総務班長は、各班の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各班長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、町の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。（「第2節 応援等の要請・受入」参照）

### 4. 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を現場近くの町有施設等に設置し、副本部長その他の本部員等の中から現地災害対策本部の本部長、本部員等を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- ① 避難指示等の発令（災害対策基本法第56条・第60条、町長の権限）
- ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- ④ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

その他、現地調査等を円滑に実施する必要がある場合、現地付近の公共施設等に現地活動拠点を設置する。

### 5. 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が町本部に派遣された場合や現地災害対策本部が町内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保し、十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として町に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

### 6. 県との連携

災害の発生又は災害の発生が見込まれる際に、市町村における災害対応状況の把握及び県と市町村間の連絡調整等を円滑に行うため、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は本部事務局に受け入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に町職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

### 7. 合同調整所の設置

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、

## 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。) の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

### 8. 町本部の解散

本部長は町の地域において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、町本部を解散する。

また、町本部を解散した場合、1の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

## 第3 災害救助法の運用

災害救助法が適用される災害では、避難所等の救助費用を国、県が負担することに留意し、法の適用が円滑に行われ、法に基づく事務に速やかに着手できるようにする。

### 1. 災害救助法の適用手続き

- (1) 町域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（町長）は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害状況の把握及び報告については、千葉県「災害救助の手引き」に基づき行う。
- (3) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

### 2. 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合

県の人口が300万人以上で、町の人口が5,000人以上1万5,000人未満の区分に該当する本町は、町域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が40世帯以上に達する場合

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が20世帯以上に達する場合

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

置し、本町域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

### 3. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

### 〈滅失住家の換算〉

- 全壊（全焼・流失）住家 1世帯・・・・・・・・・・・・ 滅失住家 1世帯
  - 半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家 2世帯・・・・ 滅失住家 1世帯
  - 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家 3世帯・・・・・・・・・・・・ 滅失住家 1世帯  
(注) 床下浸水、一部破損（準半壊等）は換算しない。

#### 4. 災害救助法適用事務の実施

本部長（総務班）は、災害救助法の事務を委任することについて県から通知を受けた場合、委任された事務の内容を各班に周知し、災害救助法適用事務の実施を指示する。

町（各班）は、内閣府の災害救助事務取扱要領、千葉県災害救助法施行細則、千葉県「災害救助の手引き」により適用事務を実施し、事務の記録、関係帳簿の整備等を行う。

＜災害救助法に基づく救助の種類 [担当班] ＞

- ① 避難所の設置※ [健康福祉班、教育班]
  - ② 応急仮設住宅の供与 [建設班]
  - ③ 炊き出しその他のによる食品の給与 [商工観光班、給食班]
  - ④ 飲料水の供給 [総務班、長生郡市広域水道部]
  - ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 [商工観光班]
  - ⑥ 医療及び助産 [健康福祉班]
  - ⑦ 被災者の救出 [消防班、長生郡市広域消防本部]
  - ⑧ 福祉的サービスの提供 [健康福祉班]
  - ⑨ 住家被害の拡大防止のための緊急修理 [建設班]
  - ⑩ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 [建設班]
  - ⑪ 学用品の給与 [教育班]
  - ⑫ 埋葬 [住民班]
  - ⑬ 死体の搜索 [消防班、長生郡市広域消防本部]
  - ⑭ 死体の処理 [健康福祉班]
  - ⑮ 住居障害物の除去 [建設班]
  - ⑯ 輸送その他の事務 [各班]

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみが対象となる。

災害救助法による応急救助の程度、方法及び期間等については、千葉県災害救助法施行細則別表第一の基準によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一による救助の適切な実施が困難な場合、本部長（総務班）は知事に救助の程度、方法及び期間の特例措置を県に求める。

## 5. 救助費の請求等

災害救助法に基づき、町長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

町（総務班）は、各班の事務の記録、関係帳簿等をとりまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害ボランティア活動と町の実施する救助の調整事務を社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国

### 第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

庫負担の対象とすることができるため、当該事務の記録、整理を社会福祉協議会等に依頼する。なお、町と白子町社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整事務の委託契約についての災害協定を締結している。

## 第2節 応援等の要請・受入

---

項目	担当
第1 町の受援体制の確立	総務班、各班、長生都市広域消防本部
第2 自衛隊の災害派遣要請	総務班
第3 県・他市町村等への応援要請	総務班、各班

### 第1 町の受援体制の確立

---

町は、白子町受援計画に基づき受援担当者を設置し、受援体制を確立する。また、応援隊の集結、宿泊拠点を確保して応援隊を受け入れる。

### 第2 自衛隊の災害派遣要請

---

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈災害派遣の内容〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 第3章 第2節 応援等の要請・受入

#### 1. 災害派遣の要請

町長（総務班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、自衛隊に直接通報し、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

その他、町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、通知したときは速やかにその旨を知事に通知する。

##### 〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

##### 〈緊急時の連絡先〉

部隊名	連絡責任者		電話番号	県防災行政無線
高射学校 (下志津)	企画室副室長 (時間内)	駐屯地当直司令 (時間外)	下志津 043-422-0221 内線 204(時間内) 302(時間外)	500-9631(時間内) 500-9633(時間外)
第一空挺団 (習志野)	第3科防衛班長 (時間内)	駐屯地当直司令 (時間外)	習志野 047-466-2141 内線 236(時間内) 302(時間外)	632-721(時間内) 632-725(時間外)

#### 2. 災害派遣部隊の受入れ

町（総務班）は災害派遣部隊の受入れに当たり、次の計画や環境等を確保する。

また、自衛隊の作業が他の応援隊の作業と競合し、又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

##### 〈自衛隊の受入体制〉

項目	内容
作業計画の作成	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 (3) 作業箇所別優先順位 (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に關係のある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮する。
集結場所・宿営地 ヘリポートの確保	候補施設：白子自然公園

なお、町は、自衛隊の受け入れに際して、態勢、要領及び他の機関等との役割分担を明確にするため、必要に応じ、県、自衛隊等との間で調整組織を構築する。この際、町は、長生郡市広域消防本部や消防団の消防力の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の確立に努める。

#### 3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない

## 第3章 第2節 応援等の要請・受入

ときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

### 〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

## 4. 調整組織の構築

県、町、自衛隊等による調整組織を構築する場合、町（総務班）は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

## 5. 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（総務班）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

## 6. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

### 〈経費の負担区分〉

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るもの除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

## 第3 県・他市町村等への応援要請

### 1. 応急対策職員派遣制度の活用

本部長（町長）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム<sup>\*1</sup>、対口支援チーム<sup>\*2</sup>の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

### 2. 県への要請

町長（総務班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

### 第3章 第2節 応援等の要請・受入

#### 〈県への応援要請手続き〉

要請先	県防災危機管理部防災対策課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本町に対して積極的に行われることがある。

また、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

#### 3. 指定地方行政機関等への要請

町長（総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関（指定公共機関のうち、業務の内容等を勘案して内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

#### 〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	(1) 派遣の要請・あっせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第29条 (2) あっせんの根拠 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

#### 4. 他市町村への応援要請

町長（総務班）は、応急措置実施のため必要があると認めるときは、県内他市町村、長野県小谷村との相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

#### 〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	(1) 被害の状況 (3) 応援の具体的な内容及び必要量 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項	(2) 応援の種類 (4) 応援を希望する期間
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供	

### 第3章 第2節 応援等の要請・受入

	(6) 被災傷病者の受け入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受け付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
--	---

#### 5. 応援隊の受け入れ

町（総務班）は、応援隊の集結・宿泊拠点（町有施設のほか、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる）を確保して応援隊を受け入れ、応援を要する各班に応援職員を配置する。

町（各班）は、応援職員の作業を指揮し、執務環境・資機材等を確保する。

その際、感染症を考慮して適切な空間を確保するほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定してホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

#### 6. 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（令和5年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受け入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、町（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

〈白子町が属する支援地域内の広域防災拠点〉

拠点の種類	支援地域	施設名	備考
広域活動拠点等 (救援部隊の受け入れ)	長生・夷隅 ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
		県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
		大多喜町B&G海洋センター	自衛隊
		睦沢町総合運動公園	自衛隊
		長南町陸上競技場	自衛隊
		道の駅たけゆらの里おおたき	警察
		尼ヶ台総合公園	消防、警察
災害拠点病院等 (DMA Tの受け入れ等)		近隣の災害拠点病院（東千葉メディカルセンター）	
広域物資拠点（救援物資の受け入れ・管理等）	長生・夷隅 ゾーン	近隣の営業倉庫 (県倉庫協会加盟)	
広域災害 ボランティアセンター	海匝・山武・ 長生地域	さんぶの森公園	九十九里広域災害 ボランティアセンター

## 第3節 情報通信・広報広聴

項目	担当
第1 地震・津波情報等の伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第2 通信の確保	各班、各防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第4 災害広報・報道対応	総務班
第5 安否照会への対応	住民班
第6 災害相談窓口の設置	住民班、各班
第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	税務班、長生郡市広域消防本部
第8 被災者台帳の作成	総務班、各班

### 第1 地震・津波情報等の伝達

#### 1. 地震・津波情報

町（総務班、長生郡市広域消防本部）及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

また、緊急地震速報で町内の震度が4以上の場合は、防災行政無線を利用して住民に伝達する。また、津波注意報や津波警報が発表された場合は、J-ALERTによる町防災行政無線（同報系）の自動放送や防災アプリ、防災メール（緊急速報メールを含む）の発信を行う。

##### (1) 地震情報

気象庁は震度5弱以上が予想される場合に緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

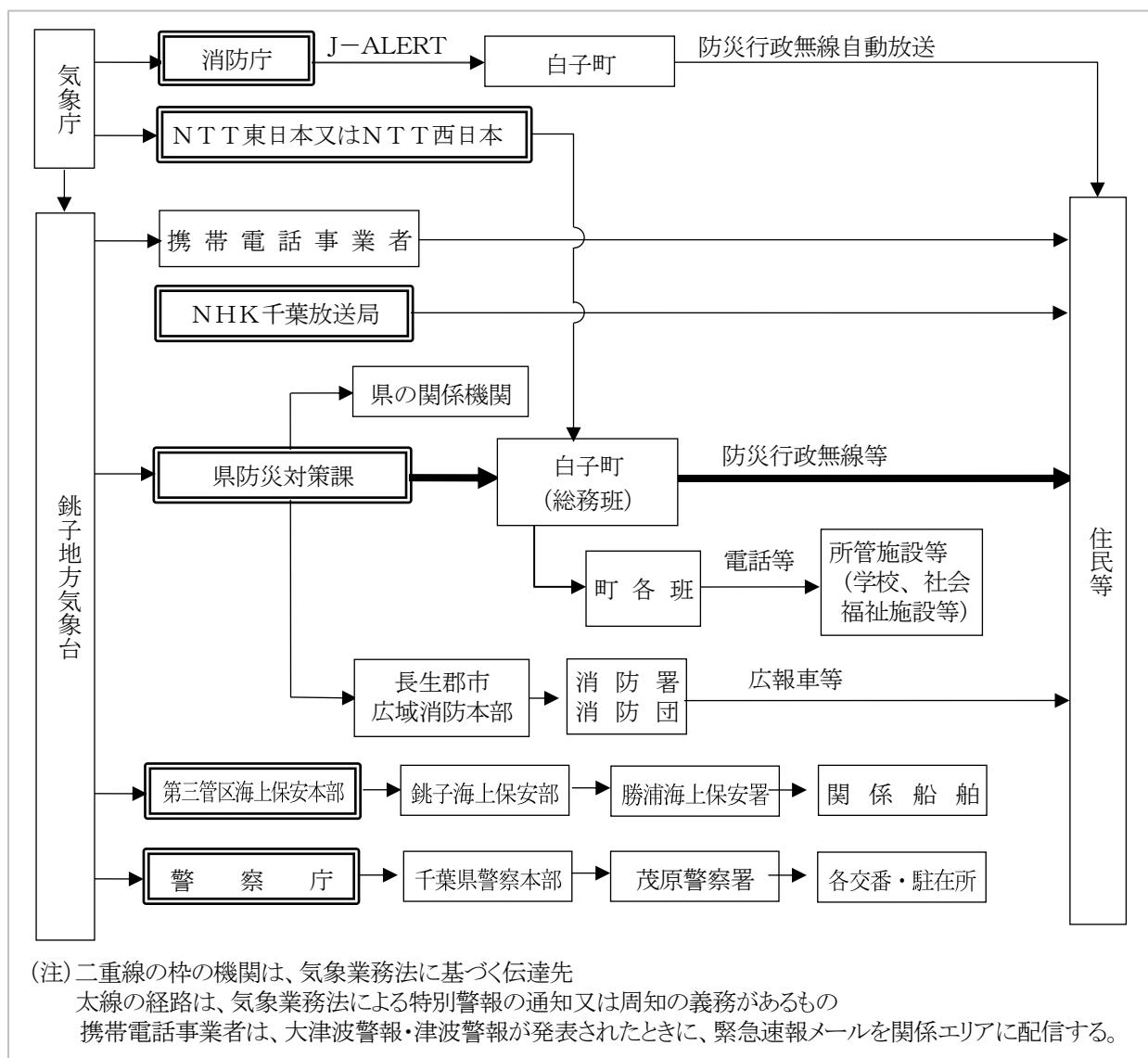
〈地震情報の種類・発表基準等〉

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 ( 警 報 )	・最大震度5弱以上 ・長周期地震動階級3以上	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（白子町は「千葉県北東部」）。
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（白子町は「千葉県北東部」と地震の揺れの検知時刻を速報
震 源 に 関 す る 情 報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表時または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
そ の 他 の 情 報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半~2時間程度で発表している。)日本や国外への津波の影響に関する記述も発表

〈情報連絡系統〉



### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

#### (2) 津波情報

##### ア 津波警報等

気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位（本町は「千葉県九十九里・外房」）で発表する。

〈津波警報等の種類・津波の高さ等（気象庁資料）〉

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の最大波の高さ		想定される被害とるべき行動
		数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

##### イ 津波情報

津波警報等が発表された場合、予想される津波の到達時刻や高さなどが発表される。

〈津波情報の種類（気象庁資料）〉

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

##### ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合、以下の内容が発表される。

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈津波予報の内容（気象庁資料）〉

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長（総務班）、長生郡市広域消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに町長（総務班）、長生郡市広域消防本部に通報する。通報を受けた町長（総務班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に關係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

## 第2 通信の確保

### 1. 通信体制の確立

町（各班）及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段及び住民等への伝達手段を確保する。また、通信機器ごとに連絡担当者を配置して通信記録をとる。

〈主な災害時通信手段と通信拠点〉

	主な通信手段	主な通信拠点等
双方向	災害時優先電話	町庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町村、主要防災関係機関、国等
	県防災行政無線 (地域衛星通信 ネットワーク)	町庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町村、県内主要防災関係機関（陸上自衛隊高射学校、銚子海上保安部、銚子地方気象台、NTT東日本千葉支店、東京電力パワーグリッド、日本赤十字社）
	消防無線（消防団専用波）	町庁舎、消防団
單方向	町防災行政無線 (同報系)	町庁舎 → 屋外スピーカー、戸別受信機
	白子町メール配信サービス、緊急速報メール、SNS（防災LINE等）	町庁舎 → 携帯電話・スマートフォン（登録者等）

### 2. 代替通信手段の確保

各防災関係機関は、管理する通信設備の被災、機能低下又は電気通信施設の障害等により通信に著しい支障が生じた場合は、関東地方非常通信協議会等の加入機関の協力を得るなどして代替手段の確保に努める。

## 第3 被害情報等の収集・報告

町（各班）及び各防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等の被害情報等を収集し、また、災害の危険が解消した段階で被害調査を実施し、隨時、町及び県へ報告する。

なお、被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。

〈被害情報等の主な項目と収集・調査の担当〉

分類	情報項目	町の担当班 (協力担当)	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者、重症者、軽症者	住民班 健康福祉班 消防班	広域消防本部、警察署、自衛隊 医療機関	様式1 (人的被害)
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、半壊・半焼、一部損壊、床上浸水、床下浸水	税務班	広域消防本部	様式2 (住家等被害)
非住家被 害	公共建物	各班	各機関	
道路被害	その他の建物	各班	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	建設班	各道路管理者、警察署	様式3 (交通規制) ・道路被害
その他の被害	火災発生件数	(総務班)	広域消防本部	様式4 (その他の被害)
	河川施設等被害	建設班	長生土木事務所	
	清掃施設	環境班	—	
	停電、電話不通、ガス供給停止の戸数	ガス班	東京電力パワーグリッド、NTT 東日本	
	ブロック塀等の倒壊数	総務班	—	
海岸保全施設の被害	(建設班)	長生土木事務所		〔公共土木施設 被害詳細報告〕
鉄道の不通	—	—		(交通計画)
水道施設被害 断水戸数	(総務班)	広域水道部		(水政・水道)
田畠の被害	産業班	長生農業事務所 農業協同組合		(農林水産)
避難指示等発令状況	総務班	—		様式5 (避難指示等)
物資資源情報(備蓄物資、集積拠点)	総務班 商工観光班	—		様式6 (物資情報)
避難所等情報 (諸元、開設状況)	健康福祉班 教育班	—		様式7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害情報	総務班、 広域消防本部	—		災害即報 第4号様式

(注) 各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

## 1. 災害初期の情報収集・伝達

### (1) 被害情報等の収集・伝達

町（各班）及び各防災関係機関は、次の点に留意して所管の被害情報等を収集し、町（総務班）に伝達する。

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

- ① 勤務時間外の地震発生時は、職員の参集途上の見聞情報を速やかに集約する。
- ② 被災地の映像など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集に努める。
- ③ 死者・重傷者の多発、市街地火災、電線・電柱・道路の被害や倒木等の多発、ガス漏れ、堤防の決壊の前兆など、生命保護のため直ちに対処すべき、重要かつ緊急性の高い事案については、他の情報に優先して伝達する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、速やかに状況を確認する。

また、町（総務班）は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、自衛隊等に応援を求める。

#### (2) 各地区的被害情報の収集・伝達

町（総務班）は、自治会、自主防災組織の連絡網を活用して各地区的被害状況や被災者ニーズを収集し、町本部へ報告する。併せて、町本部からの広報等を自治会、自主防災組織等を通じて地区住民に提供する。

町（総務班）は、甚大な被害が発生した地区について、必要に応じて全戸訪問調査を実施する。調査に当たっては調査チームを編成し、被害状況や被災者ニーズを速やかに調査するとともに、必要に応じて救援物資や臨時広報紙等を被災者に提供する。

## 2. 活動状況、被害調査結果等の伝達

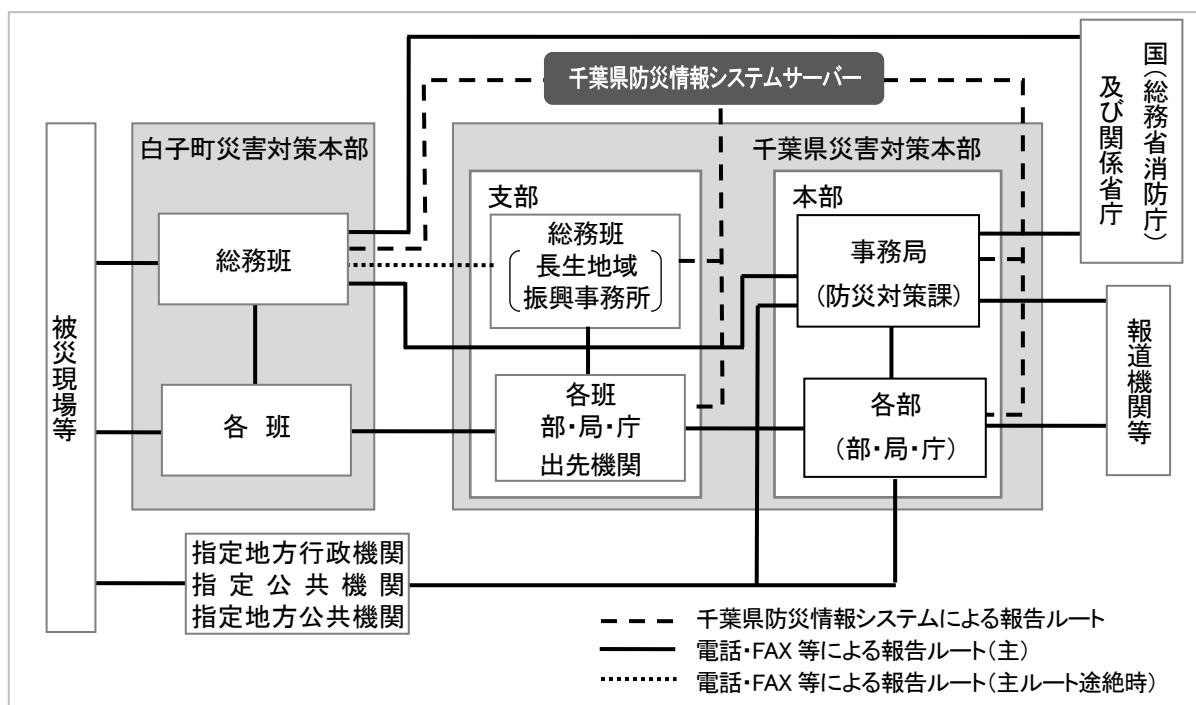
町（各班）及び各防災関係機関は、被害への対応状況やその後の被害調査の結果を県への報告様式又は所定の様式を使用して町（総務班）へ伝達する。

被害等の調査・報告に当たっては、関係機関との連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の整合を図る。

なお、町（各班）及び各防災関係機関は、総務班長が指定する時刻に毎日報告することを原則とする。

## 3. 県への報告

町（総務班）及び防災関係機関は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県（本部事務局）に被害情報等を報告する。



〈報告経路概要図〉

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

#### (1) 報告基準

町（総務班）及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

##### 〈報告基準〉

- ① 震度5弱以上を観測した場合
- ② 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- ③ 津波警報等が発表された場合
- ④ 町災害対策本部を設置した場合
- ⑤ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
- ⑥ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
- ⑦ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

#### (2) 町からの報告

町（総務班）は、町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

また、次の点に留意し、災害の状況に応じて国（総務省消防庁）への報告等を行う。

報告事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害の原因</li><li>② 災害が発生した日時</li><li>③ 災害が発生した場所又は地域</li><li>④ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定）</li><li>⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況</li><li>・主な応急措置の実施状況</li><li>・その他必要事項</li></ul></li><li>⑥ 災害による住民等の避難の状況</li><li>⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</li><li>⑧ その他必要な事項</li></ul>
補足事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、事後速やかに県に報告する。</li><li>② 震度5強以上を記録したときは消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、被害の有無を問わず、第1報等について県及び国（総務省消防庁）に報告する。</li><li>③ 大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。</li><li>④ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。</li><li>⑤ その他、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。</li><li>② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。</li><li>③ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。</li><li>④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。</li></ul>

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	<p>【消防庁応急対策室】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系)</p> <p>FAX 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537</p>	<p>【県防災対策課】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系)</p> <p>FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127</p>
勤務時間外	<p>【消防庁宿直室】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系)</p> <p>FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</p>	<p>【県防災行政無線統制室】</p> <p>① 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系)</p> <p>FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系)</p> <p>② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219</p>

### 第4 災害広報・報道対応

町（総務班）及び各防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報メディアを有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

また、報道機関は、住民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、町及び防災関係機関の災害対策の支障とならないよう留意して適切な報道や取材を行う。

#### 1. 町の広報

町（総務班）は、的確かつ正確な広報活動を実施する。

なお、大規模災害の場合、町本部長は被災者を激励し、災害対策の現状や今後の方針、町外からの応援状況等をトップメッセージとして発表する。

##### (1) 広報内容

町（総務班）は各班から情報を収集し、災害の状況にあわせて次の情報を発信する。

災害情報	<p>① 地震、津波等の防災気象情報（観測情報と今後の見通し）</p> <p>② 災害の発生状況と応急対策の状況</p> <p>③ 二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性）</p> <p>④ 避難指示、指示等の情報</p> <p>⑤ 安否情報</p> <p>⑥ 緊急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）</p> <p>⑦ 緊急道路・交通規制情報</p> <p>⑧ 住民、事業者のとるべき措置（ガスの安全使用等、電話や交通機関等の利用制約等）</p>
------	--

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

生活情報	① ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と復旧見込み情報） ② 食料、物資等供給情報 ③ 風呂、店舗等開業状況 ④ バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤ 道路情報 ⑥ 医療機関の活動情報 ⑦ 治安情報 ⑧ 災害ボランティア情報
行政施策 情 報	① 住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ② 各種相談窓口の開設情報 ③ 罹災証明書の発行情報 ④ 税・手数料等の減免措置の状況 ⑤ 災害援護金等の融資情報等 ⑥ 被災建築物応急危険度判定実施情報
被災地外 への広報	① 災害の発生状況と応急対策の状況 ② 二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ③ 安否情報 ④ バス等交通機関の運行、復旧見込み情報

#### (2) 広報手段の確保

町（総務班）は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。

特に、大規模停電や通信障害等が長期化した場合、災害情報を求める被災者や帰宅困難者が避難所等を訪れるため、町本部発表の最新情報や臨時広報紙を避難所等に適宜提供する。

- ① 広報車による巡回放送
- ② 町ホームページへの掲載
- ③ 白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等）の配信
- ④ 報道機関（放送事業者等含む。）への情報提供（「2. 町の報道対応」参照）
- ⑤ 臨時広報紙の発行
- ⑥ 同報系防災行政無線による放送
- ⑦ 各避難所における情報の掲示、配布
- ⑧ 自治会、自主防災組織の連絡網等を活用した臨時広報紙等の各戸配布

## 2. 町の報道対応

#### (1) 記者発表

町（総務班）は、記者会見を定期に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者会見場所	庁舎
会見（発表）者	第1位 本部長（町長） 第2位 副本部長（副町長） 第3位 総務班長（総務課長）
発表内容	被害状況、災害応急対策の状況、町の体制、協力要請の状況、今後の見通しなど

#### (2) 災害対策本部や避難者への配慮

町（総務班）は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

#### (3) 放送要請

町（総務班）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム等）に放送を要請する。

## 第5 安否照会への対応

町（住民班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

#### 1. 安否情報の収集、管理

町等が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に住民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

#### 2. 安否照会の受付

災害相談窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

##### 〈安否照会者の確認事項〉

- ① 照会者の氏名、住所
- ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由

#### 3. 安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

##### 〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	町が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

## 第6 災害相談窓口の設置

町（住民班）は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者の各種申請手続きを促進するため、町庁舎や状況に応じて避難所等に災害相談窓口を設置する。

また、相談窓口には各班の担当者を配置し、被災者の相談に円滑かつ迅速な対応ができるように努める。なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈災害相談の主な項目・担当〉

主な相談対応事項	担当班
被災者生活再建支援金の支給	健康福祉班
義援金の支給	健康福祉班
罹災証明書（火災証明含む。）の交付、不服申し立て	税務班、長生郡市広域消防本部
町税の減免	税務班
被災外国人の相談	住民班
家族等の安否照会	住民班
国民年金の減免等	住民班
遺体の埋火葬の支援	住民班
災害弔慰金等の支給	健康福祉班
国民健康保険の減免等	税務班
動物の保護	環境班
高齢者、障がい者の支援	健康福祉班
介護保険、後期高齢者医療費の減免	健康福祉班、住民班
保育料の減免、応急保育の申請	住民班
被災住宅の修理の支援、応急住宅への入居	建設班
被災建築物及び被災宅地危険度判定の相談	建設班
被災中小企業等の支援	商工観光班
被災農林事業者の支援	産業班
被災家屋等の解体、がれき処理	環境班
給水設備の復旧、水道料金の特例措置	総務班、長生郡市広域水道部
排水設備の復旧、コミュニティ・プラント使用料金の減免	環境班
ガスの復旧、ガス料金の特例措置	ガス班

## 第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行

### 1. 被害家屋調査

町（税務班）は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、早期に被災家の被害認定調査を行う。

調査に当たっては災害協定を締結している県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づく火災調査を行う。

### 2. 罹災証明書の交付

町（税務班）及び長生郡市広域消防本部は、被害家屋調査及び火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

また、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を必要に応じて交付する。

この際、災害による被害が広範囲に及び、住家を含まない農業設備に多くの被害が発生している場合は、産業班による農林事業者専用の窓口を設置して、罹災届出証明書発行手続きの効率化を図る。

なお、町は遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当と応急危険度判定担当との非常時の情報共有体制の確立、

### 第3章 第3節 情報通信・広報広聴

他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制を整備しておく。

## 第8 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

### 1. 被災者台帳の作成

町（総務班）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	住民班
② 生年月日（住民基本台帳）	住民班
③ 性別（住民基本台帳による）	住民班
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	住民班、健康福祉班、教育班
⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	税務班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	健康福祉班
⑧ 電話番号その他連絡先	住民班
⑨ 世帯の構成	住民班
⑩ 罹災証明書の交付状況	税務班
⑪ 台帳情報の提供先（町以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	住民班
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	住民班
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	住民班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

### 2. 被災者台帳の利用、提供

町（総務班）は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を町が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図されることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

## 第4節 避難情報の発令等

項目	担当
第1 避難情報の発令等	総務班、健康福祉班、消防班、長生郡市広域消防本部、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊、自治会・自主防災組織
第2 津波避難対策	総務班、消防班、自治会・自主防災組織

### 第1 避難情報の発令等

地震による火災等から住民の安全を確保するため、避難指示等を円滑に発令する。また、住居が被災した避難者等の生活を確保するため避難所を速やかに開設するとともに、避難者をはじめとする被災者の安否を把握し、被災者の家族等に適切に提供する。

#### 1. 避難指示等の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

なお、本部長（町長）不在の場合は、副本部長（副町長）、本部長付（教育長）の順に権限を代行する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法 第56条第1項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法 第60条第1項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官及び海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条第1項

### 第3章 第4節 避難情報の発令等

区分	実施者	要件等	根拠法令
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法 第60条第3項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
	警察官・海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項

〈避難指示等の種類と住民等の行動〉

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：直ちに安全確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>
[レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難           <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
[レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難命の危険           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>

(注) 「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

## 2. 警戒区域の設定

町長、知事、警察官、海上保安官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

### 第3章 第4節 避難情報の発令等

〈警戒区域の設定権者及び要件等〉

設定権者	種類	要件	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	水災を除く 災害全般	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき。	消防法 第28条 第23条の2
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	
水防団員、 消防職員	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

#### 3. 避難指示等の解除

避難指示等を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

#### 4. 情報共有

避難指示等の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、町、消防団、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

#### 5. 複合災害措置

地震発生時に大規模な火事、津波、高潮、洪水などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

#### 6. 避難情報の伝達

町（総務班、健康福祉班、教育班、消防班）は、避難指示等を発令した場合、対象地域の避難が必要となる住民及び要配慮者利用施設等に対して次の事項を速やかに伝達する。

伝達事項	① 避難対象地域及び対象者 ② 避難先 ③ 避難経路 ④ 避難指示等の理由 ⑤ その他必要な事項
伝達手段	① 同報系防災行政無線 ② 放送機関への放送要請 ③ Lアラート ④ 町ホームページ ⑤ 白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等） ⑥ 広報車、消防団による巡回放送 ⑦ 自治会・自主防災組織の連絡網 ⑧ 要配慮者利用施設への連絡（電話、メール、FAX等）

### 第3章 第4節 避難情報の発令等

#### 7. 避難誘導

警察署は、避難経路の要所への誘導員の配置に努める。

自治会・自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。

民生委員・児童委員をはじめとする避難支援等関係者は、避難対象地域内の避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、避難方法は徒歩を原則とするが、次の場合は車両の使用を認める。

(1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

(2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させが必要と認められる場合

#### 8. 広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

## 第2 津波避難対策

本町沿岸に津波が到達するおそれがある場合は、白子町津波避難計画に基づいて住民等の避難を円滑に行う。

#### 1. 避難指示の発令

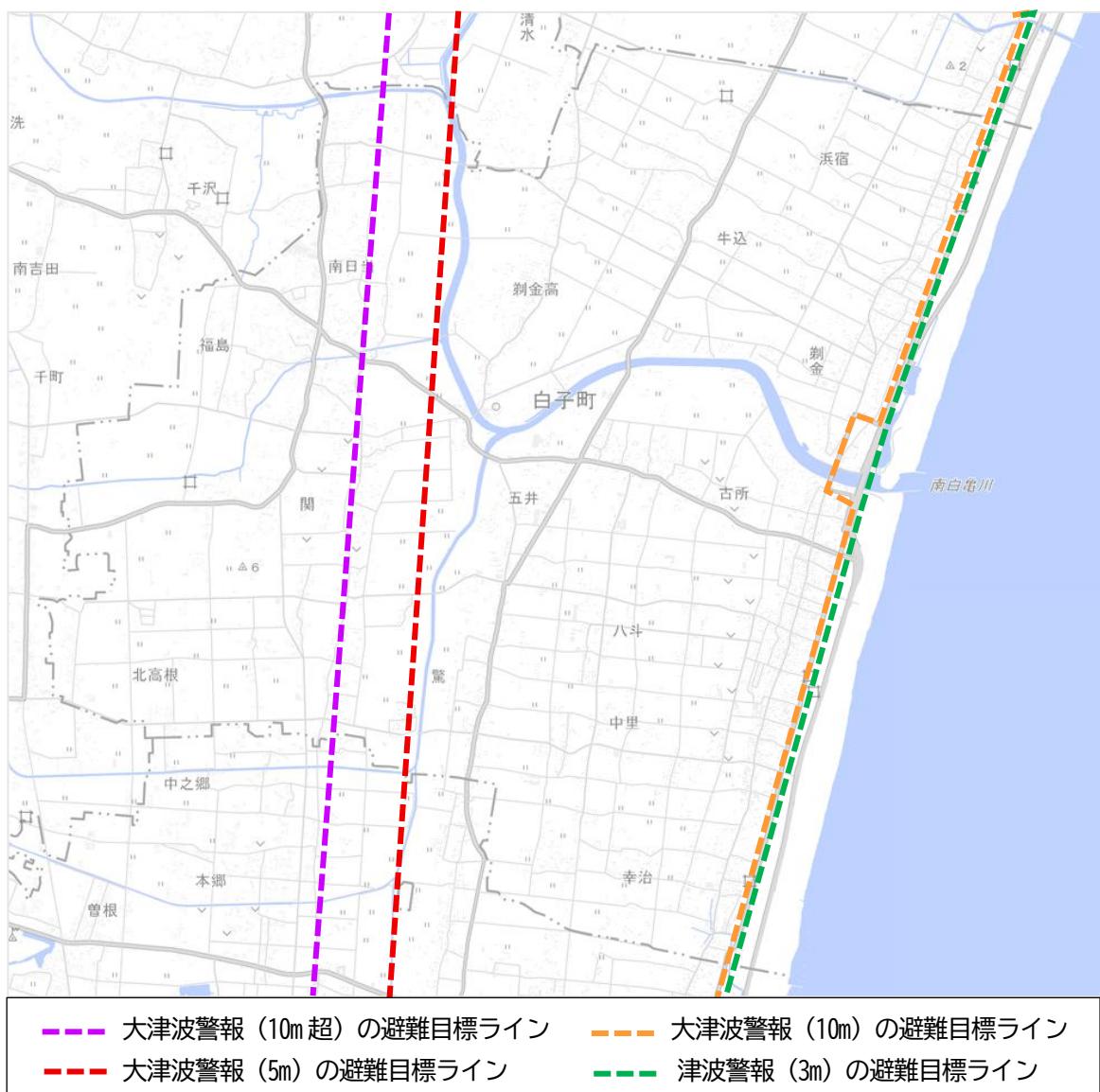
本部長（総務班）は、気象庁が「千葉県九十九里・外房」に津波警報等を発表した場合、津波避難対象地域の住民等に対し、直ちに避難指示を発令する。

なお、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は必要と認める場合、海浜にいるもの、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

大津波警報、津波警報のレベルに応じた避難目標ラインは次のとおりである。

〈避難指示等の発令基準〉

種類	判断基準
避難指示の発令	○津波警報、大津波警報が発表されたとき ○その他町長が避難の必要を認めたとき
避難指示の解除	○津波警報、大津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断したとき



〈津波警報のレベルに応じた避難目標ライン〉

## 2. 避難情報の伝達

町（総務班、消防班）は、同報系防災行政無線、緊急速報メール、白子町メール配信サービス、広報車（消防団車両含む。）などを活用し、避難指示を住民等へ伝達する。

自治会、自主防災組織は、避難指示の発令を認知した場合は、速やかに周辺住民等に伝達する。

## 3. 避難誘導

自治会、自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。ただし、津波警報等が発表された場合は、消防団による誘導は行わない。

## 4. 住民等の避難方法

津波避難対象地域内にいる住民等は、津波警報等又は避難指示を確認した場合、速やかに対象地域から立ち退き避難を行う。また、逃げ遅れた場合は、津波緊急避難ビルや防災の丘等の高い場所へ緊急避難を行う。

避難方法は徒歩を基本とするが、次の場合は車両の使用を認める。

- (1) 避難行動要支援者が避難する場合

### 第3章 第4節 避難情報の発令等

- (2) 避難行動要支援者と同居する家族が避難する場合
- (3) 町が予め緊急車両として指定した場合
- (4) 緊急性を要し、町が許可した場合

#### 5. 従事者の安全確保

避難誘導、防潮水門等の閉鎖、避難指示の巡回広報、避難行動要支援者の避難支援等に従事する者は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の少なくとも 20 分前に、避難対象地域外への退避を開始する。

ただし、津波到達予想時刻の 20 分前であっても、現場の状況やラジオ等により危険を察知した場合は、直ちに退避を開始する。

なお、県により町内に 2 箇所設置された陸閘については、津波警報等が発表された場合、自動閉鎖することになっている。

## 第5節 避難所の開設等

---

項目	担当
第1 避難所の開設・運営	総務班、健康福祉班、環境班、商工観光班、教育班
第2 在宅等避難者等の支援	総務班、健康福祉班
第3 臨時避難所の確保等	総務班

### 第1 避難所の開設・運営

---

避難指示等を発令した場合、災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（町長）は避難所の開設・運営を開始する。

なお、避難所の開設・運営要領は「白子町避難所運営マニュアル」を基本とし、避難所運営委員会が構築された地区においては避難者による自治運営を推進し、未構築の地区においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

また、町は、避難場所や避難所に退避したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

#### 1. 避難所の開設・避難者の受入れ

##### (1) 避難所の開設

本部長（総務班）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当班（健康福祉班、教育班）に避難所担当職員の派遣、開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

なお、勤務時間内に災害が発生した場合は、施設管理者（勤務職員）に開設を依頼する。

避難所開設の判断に当たっては、地震・津波による施設の損傷状況、ライフライン回復の見通し、道路の途絶による孤立状況などを総合的に判断し、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

##### (2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、自治会・自主防災組織、避難所運営委員会等と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、町本部（健康福祉班、教育班）に報告する。

町（総務班）は、避難者名簿をとりまとめ、町内の避難者を把握する。

#### 2. 避難所の運営・避難者の生活支援

避難所の運営は「白子町避難所運営マニュアル」を基本として町職員、施設管理者及び避難者の積極的な自治による運営体制を構築する。

なお、避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、女性職員の巡回により女性や子育て世代等のニーズの把握に努めるなど、女性の視点にも配慮した良好な生活環境を確保する。また、入浴、洗濯等に必要となる水の確保に努める。

なお、避難者の生活支援は、在宅等避難者も含めて実施する。（「第2 在宅等避難者の支援」参照）

##### (1) 避難所担当職員等の派遣

町（健康福祉班、教育班）は、各避難所に運営管理を行う避難所担当職員を派遣する。

### 第3章 第5節 避難所の開設等

避難所の開設が長期化することが予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、避難所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、全局的なローテーションによる避難所担当職員の派遣体制をとる。この場合、本部長（総務班）は各班に担当避難所を割り当て、各班長は割り当てられた避難所に班の職員を避難所担当職員として派遣する。

#### (2) 食料・生活必需品の供給

町（総務班、商工観光班）は、各避難所の食料・生活必需品等の需要を把握し、各避難所への食料等を供給する。その際、アレルギーを有する者のニーズや被災者のアセスメント調査票を活用し、アレルギーや食形態、栄養バランスに配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等に努める。また、商工観光班から各避難所への食料等の到着予定を確認し、各避難所に受け入れ、保管等の準備を指示する。

避難所担当職員は避難所運営委員会と協力して支給する食料等の原材料表示や献立表の掲示等を行い、食物アレルギーの避難者に周知する。

#### (3) 要配慮者等の支援

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力して要配慮者や女性等専用の福祉避難室の確保に努めるとともに、要配慮者のニーズを把握し、必要に応じて町本部（健康福祉班）に要配慮者の介助等を要請する。（「第6節 要配慮者等の支援」参照）

#### (4) トイレ対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力し、施設のトイレが使用できない場合は災害用の組み立てトイレを設置する。また、トイレが不足する場合やし尿収集を要する場合は、町（環境班）に仮設トイレの設置やし尿収集を要請する。（第14節「第1 災害廃棄物処理」参照）

#### (5) 保健衛生対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と連携し、また、町本部（健康福祉班）に要請し、避難所の衛生確保、避難者の健康管理等を行う。（「第7節「第3 保健・防疫活動」参照）

#### (6) 感染症対策

避難所担当職員は、避難所における感染症を防止するため、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務班と健康福祉班が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

##### ア 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、そのための受付スペースを確保する。

##### イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

##### ウ 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

##### エ 有症状者の対策

避難者に感染症の疑いがある場合は、医療機関の受診を指示する。

#### (7) 家庭動物対策

### 第3章 第5節 避難所の開設等

避難所担当職員及び避難所運営委員会は、被災者支援等の観点から、家庭動物の飼育スペースを確保し、同行避難者に対して家庭動物の飼育ルールの遵守を徹底する。

また、家庭動物の救護等の問題が生じた場合は、町本部（環境班）に対策を要請する。（第14節「第4 動物対策」参照）

#### (8) ボランティアの確保

町（健康福祉班）は、各避難所のボランティニアーズを収集し、町災害ボランティアセンター（白子町社会福祉協議会）にボランティアの募集を要請する。（「第17節 災害ボランティアの受入等」参照）

### 3. 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖するものとする。また、学校施設については、授業再開に必要となる教室等から順次閉鎖する。

## 第2 在宅等避難者等の支援

### 1. 在宅等避難者の支援

町は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた住民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

町（総務班）は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、避難所を拠点として在宅等避難者の登録、各種支援を行うことを周知する。

町（健康福祉班、教育班）は、避難所において在宅等避難者の登録、被災者支援情報の提供、食料等の支給、保健衛生指導等の支援を行う。

### 2. 車中泊等の対策

町（総務班、健康福祉班）は、車中泊の避難者に対して、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場を利用するよう周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、車中泊避難を行うスペースや支援拠点の確保、車中泊の早期解消に向けた対策に努める。

## 第3 臨時避難所の確保等

大規模災害により避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、町内の宿泊施設の確保、他市町村への受入要請等により対処する。

### 1. 他市町村への広域一時滞在の要請

町（総務班）は、災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。

また、災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在の受入れを要請する。

### 2. 宿泊施設の借り上げ等

町（総務班）は、災害協定を締結している温泉ホテル協同組合等に、避難所の利用を要請する。また、災害協定を締結している企業に、移動式宿泊施設の提供を要請する。

### 3. テント避難場所の確保

町（総務班）は、指定緊急避難場所及び指定避難所の空地その他公園等にテント設営避難所を

### 第3章 第5節 避難所の開設等

指定し、車中泊等の避難者にテントの設営を許可する。

また、千葉県テントシート工業組合や災害協定を締結する企業等に、テント、発電機、仮設トイレ等の供給、設営を要請する。

## 第6節 要配慮者等の支援

---

項目	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	健康福祉班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員
第2 避難所における要配慮者の支援	健康福祉班
第3 福祉避難所の設置	健康福祉班
第4 応急生活支援	健康福祉班、建設班
第5 要配慮者利用施設の避難確保	健康福祉班、要配慮者利用施設の管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、町地域包括支援センター）の協力を得て安全確保に努める。

また、社会福祉施設、医療機関等で要配慮者が入所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

### 第1 避難行動要支援者の避難支援

---

避難指示等が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難指示等の内容を相互に確認の上、事前に作成した個別避難計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所（担当職員）を通じて町（健康福祉班）に報告する。

なお、本部長（健康福祉班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第49条の11及び49条の15の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者等に提供する。

### 第2 避難所における要配慮者の支援

---

#### 1. 避難所の生活環境等の確保

町（健康福祉班）は各避難所の避難所担当職員と連携し、また、避難所運営委員会等の協力を得て、要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保に努めるほか、障がい者用トイレやスロープの仮設に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドなどの設置に努める。

なお、これらの備品等が不足する場合は、災害協定の締結団体に供給を要請する。

#### 2. 要配慮者の介助

町（健康福祉班）は各避難所の避難所担当職員と連携し、また、避難所運営委員会や避難支援等関係者等の協力を得て、避難所や在宅等避難の要配慮者の健康状態、避難生活上のニーズ等を把握する。

また、福祉関係職員、保健師、看護師等と連携し、健康相談、健康被害の予防活動、生活支援

### 第3章 第6節 要配慮者等の支援

等に努める。

#### 3. 情報提供等の支援

町（健康福祉班）は、各避難所の避難所運営委員会や手話通訳者等の協力を得て、聴覚障がい者のための手話、筆談等による情報提供や相談対応に努める。

#### 4. 福祉支援チームの活用

町（健康福祉班）は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合は、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」による千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を県に要請する。

また、災害救助法が適用された際は、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等への福祉チームによる福祉サービスは国庫負担の対象となることから、福祉チームの活動状況や帳簿等を整理し、保管する。

#### 〈災害救助法による福祉サービスの対象等〉

福祉サービスの提供者	○あらかじめ編成した福祉サービスチーム ○社会福祉施設等から確保した社会福祉士、介護福祉士等
福祉サービスの提供範囲	○要配慮者に関する情報の把握 ○要配慮者からの相談対応 ○要配慮者に対する避難生活上の支援 ○要配慮者の避難所への誘導 ○福祉避難所の設置（避難所の供与に基づき設置する場合を除く。）

## 第3 福祉避難所の設置

#### 1. 福祉避難所の設置

町本部長は、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合、福祉避難所の設置を決定する。

町（健康福祉班、総務班）は、災害協定を締結している福祉施設に福祉避難所の設置、運営及び要配慮者の受入を要請する。

また、身体状況の悪化により、緊急に入所介護・療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所や病院への入院措置を支援する。

なお、受け入れる避難者については、事前に施設の管理者等と協議を行っておく。

#### 2. 福祉避難所等への搬送

町（健康福祉班）は要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して受入先を調整し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て搬送する。

## 第4 応急生活支援

#### 1. 福祉仮設住宅への優先入居等

町（建設班、健康福祉班）は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。

#### 2. 生活支援

町（健康福祉班）は、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の協力を得て、応急仮設住宅

### 第3章 第6節 要配慮者等の支援

に入居する要配慮者等の巡回相談や介助サービスの提供に努める。

#### 第5 要配慮者利用施設の避難確保

---

避難指示等が発令された場合、要配慮者利用施設の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づき入所者の避難等を実施する。

また、利用者や施設の被災状況等を町本部（健康福祉班）に連絡する。

## 第7節 医療救護・保健衛生

第1 医療救護活動	健康福祉班、長生郡市広域消防本部、長生保健所、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会
第2 地域医療の応急対策	健康福祉班、長生保健所
第3 保健・防疫活動	健康福祉班、長生保健所

### 第1 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置をはじめとした医療救護活動を行う。

#### 1. 初動医療体制

##### (1) 救護本部の設置

町（健康福祉班）は、白子町救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部（長生保健所）、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係団体等と連携した医療救護活動を実施する。

また、県が長生保健所所管区域に長生地域合同救護本部を設置した場合は同本部に連絡員を派遣する等により協力し、合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

##### (2) 救護班の編成

町（健康福祉班）は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、町では医療救護活動が困難な場合は、長生地域合同救護本部に対して医療チーム（D M A T、医療救護班、D P A T等）の派遣を要請する。

##### (3) 救護所の設置

町（健康福祉班）は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

#### 救護所での活動

- |                                 |
|---------------------------------|
| ア 救護所の設置候補施設<br>白子町健康づくりセンター    |
| イ 救護所での活動                       |
| ① 傷病者に対する応急措置                   |
| ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ） |
| ③ 軽症者等に対する医療                    |
| ④ 助産救護                          |

#### 2. 医薬品・医療器具の確保

町（健康福祉班）は、医療救護のための医薬品・医療器具を、外房薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、長生地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に供給を要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

#### 3. 後方医療

町（健康福祉班）は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設での対応を要請する。周辺に後方医療施設を確保できない場合は、長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対

### 第3章 第7節 医療救護・保健衛生

し、広域的な受入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

〈災害医療救護施設〉

種類	候補施設	医療機能
地域災害拠点病院	東千葉メディカルセンター	重傷者の受入れ、広域搬送の対応、DMAT等の派遣・受入れなど
災害医療協力病院	公立長生病院、宍倉病院、塩田記念病院（広域医療救護所の災害協定を締結済み）	中等症者・重傷者の受入れ、災害拠点病院への重傷者の搬送・広域搬送への対応

#### 4. 搬送体制

救出現場から救護所までの重症者の搬送は、長生郡市広域消防本部が救急車等により搬送する。

消防本部で対応できない後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、町（健康福祉班）が長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対して救急車又はヘリコプター等による搬送を要請する。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

## 第2 地域医療の応急対策

#### 1. 地域医療の支援

町（健康福祉班）及び長生保健所は、周辺の透析医療機関等の診療状況を収集し、広報や透析患者等への情報提供等を行う。

また、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への搬送支援や巡回診療を行うなど地域医療の確保に努める。

#### 2. 人工透析患者等への対応

町（健康福祉班）は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等について、医療機関の対応状況を確認し情報提供に努める。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

## 第3 保健・防疫活動

#### 1. 保健活動

##### (1) 要配慮者の健康状態等の把握

町は、必要に応じて保健師、管理栄養士等の資格を有する職員で保健活動班を組織し、健康管理、栄養指導、歯科保健活動、こころのケア活動等を実施する。

また、長生保健所と協力して活動を推進するとともに、必要に応じて次の支援を要請する。

ア 要配慮者の安否・健康状態に関する情報共有

イ 保健活動チームの派遣（栄養指導、避難者の健康管理、避難所の衛生確保等）

ウ こころのケア、食中毒の予防活動

##### (2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

町（健康福祉班）は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

##### (3) 二次健康被害の予防

町（健康福祉班）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環

### 第3章 第7節 医療救護・保健衛生

境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病※になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

※動かない状態（生活不活発）が続くことで心身の機能が低下する症状

#### (4) 活動体制の整備

町（健康福祉班（保健活動チーム））は、保健活動マニュアル等を作成し、平常時から要配慮者等の把握、避難所における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を長生保健所に報告する。

## 2. 飲料水の安全確保

町（健康福祉班）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、水質検査を実施して安全を確保するとともに、長生保健所と協力して被災者に適切な広報及び指導を行う。

## 3. 防疫活動

県及び町は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく防疫活動を推進する。

#### (1) 情報収集等

長生保健所は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて町や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

#### (2) 消毒等

町（健康福祉班）は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。その際、必要に応じて、災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得る。

なお、消毒器具及び消毒薬剤等が不足する場合は、県に薬剤の供給の支援を要請する。

#### (3) 感染症患者への入院勧告

長生保健所は、感染症法第19条の規定により、必要に応じて感染症患者に入院を勧告する。

#### (4) 情報共有及び報告

町（健康福祉班）は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を隨時長生保健所に報告する。

長生保健所は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、町等と連携して情報を共有する。

#### (5) 専門家の派遣要請

町（健康福祉班）は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

## 第8節 遺体の搜索・埋火葬等

---

項目	担当
第1 遺体の搜索	住民班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署
第2 遺体の処理	総務班、健康福祉班、茂原警察署
第3 遺体の埋火葬	住民班

災害救助法が適用された場合、適用が見込まれる場合、町は行方不明者の搜索に着手する。

### 第1 遺体の搜索

---

災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の搜索を実施する。

#### 1. 要搜索者情報の収集

町（住民班）、長生郡市広域消防本部及び警察署は、被災現場の状況から搜索を必要とする行方不明者情報を収集する。また、行方不明者情報は、救助関係者と相互に共有する。

#### 2. 搜索活動

長生郡市広域消防本部、警察署は、消防団、海上保安部、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を搜索する。

また、死亡している行方不明者を発見した場合は、警察官による死体の調査等を行う。

### 第2 遺体の処理

---

#### 1. 処理の対象

町（健康福祉班）は、次の場合に遺体の処理を行う。

- (1) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- (2) 他市町村から遺体が漂着した場合
- (3) 警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、遺体取扱規則、刑事訴訟法、検視規則に基づき、警察官の遺体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等に引渡された後の遺体の処理を必要とする場合

#### 2. 処理の実施

町（健康福祉班）は、遺体安置所（候補施設：旧国民体育館）において遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案等の必要な処理を行った後、遺族へ死体を引き渡す。

- (1) 町が処理できない場合や施設を確保できない場合は、県、近隣市町村その他関係機関に応援を要請する。
- (2) 遺体安置所を確保できない場合は、町内の斎場事業者、茂原警察署に協力要請する。
- (3) 検案医師の派遣は、日本赤十字社千葉県支部、茂原市長生郡医師会等へ要請する。
- (4) 身元不明遺体の身元調査を、警察署に要請する。
- (5) 遺体保存用の資機材を確保できない場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて近隣市町村、県、国、その他の関係機関に応援を要請する。

#### 3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族が行う。ただし、遺族が搬送できない場合、町（総務班）は、

### 第3章 第8節 遺体の搜索・埋火葬等

災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。

## 第3 遺体の埋火葬

---

町は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がいない場合に遺体の埋火葬を行う。

### 1. 埋火葬の実施

町（住民班）は遺体安置所で埋火葬許可書を発行し、一宮聖苑又は長南聖苑にて火葬を行う。当施設の火葬能力を上回る場合などは、「千葉県広域火葬計画」に基づく応援を県に要請する。

### 2. 身元不明者の対応

町（住民班、健康福祉班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う。

## 第9節 消防・水防活動

---

項目	担当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、長生都市広域消防本部
第2 危険物等の対策	長生都市広域消防本部
第3 水防活動	総務班、建設班、消防班、長生都市広域消防本部

### 第1 消防・救助・救急活動

---

#### 1. 活動方針

大規模地震発生時は、人命にかかる多様な危険現象が複合的に発生することが予想されるところから、災害事象に対応した活動体制を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、住民の生命・身体及び財産の保護に努める。

#### 2. 長生都市広域消防本部の活動

##### (1) 警防活動

- ア 人命の安全を優先とした避難路確保の活動を行う。
- イ 重要かつ延焼拡大の危険要素が高い地域を優先に活動を行う。
- ウ 複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動を行う。
- エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。
- オ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に被災した場合は、重要対象物の防御活動を優先する。

##### (2) 救急・救助活動

- ア 救命処置を要する重症者を最優先する。
- イ 火災現場付近に発生している事象を優先する。
- ウ 多数の人命を救護することを優先する。
- エ 災害の状況等を判断し、現場救護所を設置する等、効果的な救護活動を行う。
- オ 医療機関への搬送は、関係機関との連携を密にし、効果的な搬送体制の確保に努める。
- カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効果的な活動を行う。
- キ 災害の状況により救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と救助隊等が連携して活動する。

#### 3. 消防団の活動

- (1) 地震等の発生により、災害発生が予測される場合は、住民に対し、災害防止のため広報活動をするとともに、被災した場合は、住民と協力して消防活動を行う。
- (2) 長生都市広域消防本部の出動不能若しくは、困難な地域における消防活動、又は主要避難路確保のための活動については、単独又は長生都市広域消防本部と協力して行う。
- (3) 避難指示等が発令された場合は、これを伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
- (4) 長生都市広域消防本部、自主防災組織等と協力し、要救助者の救出・救助、負傷者に対する

### 第3章 第9節 消防・水防活動

応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

#### 4. 消防広域応援の要請

##### (1) 緊急消防援助隊

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

##### (2) 千葉県広域消防相互応援

千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じる場合は「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」・「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、千葉市に航空特別応援の要請を必要とする場合は「千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援事前計画」により要請する。

#### 5. 消防・警察・自衛隊等との連携

消防広域応援部隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊等による合同での救助活動等を行う場合、長生郡市広域消防本部は状況に応じて合同指揮所や調整会議等を設け、活動方針、任務分担、担当区域、情報共有等について適切な連携を図る。

## 第2 危険物等の対策

---

#### 1. 高圧ガス等の保管施設

県及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて事業所に対してガス保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

#### 2. 石油類等危険物保管施設

長生郡市広域消防本部は、危険物施設の所有者等に対し、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

#### 3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

#### 4. 危険物等輸送車両

長生郡市広域消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発す

る。

### 第3 水防活動

---

洪水のおそれがあるときは風水害編 第3章 第9節「第3 水防・水防活動」に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて施設等の監視、操作及び洪水防御活動を的確に実施する。

## 第10節 警備・交通・輸送対策

項目	担当
第1 警備・防犯	総務班、茂原警察署
第2 緊急通行路線の確保	建設班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 緊急輸送	総務班、教育班

### 第1 警備・防犯

#### 1. 警備・防犯

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### 〈警察の警備活動〉

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

#### 2. 防犯活動

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等の防止活動に当たる。

町（総務班）は、自治会、自主防災組織等に対して被災地区の防犯活動の協力を要請する。

- ① 被災家屋等の巡回
- ② 不審者や不審車両の発見及び警察への通報
- ③ 被害情報等の収集、避難者への広報
- ④ 立て看板の表示及び設置
- ⑤ その他必要な防犯活動

### 第2 緊急通行路線の確保

緊急通行車両の通行路線を確保し、また、災害対策拠点（災害対策本部、消防署、救護所、ヘリコプター臨時離発着場等）間の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災地区への通行を規制するとともに、重要な道路区間の交通規制、道路啓開等を速やかに実施する。

#### 1. 道路・交通情報の把握

道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、道路の被災状況や交

### 第3章 第10節 警備・交通・輸送対策

通状況等の情報を収集し、相互に共有する。

情報収集は、県が指定する緊急輸送道路を優先する。

#### 2. 規制区間等の設定

##### (1) 規制区間等の設定

道路管理者及び警察署は、緊急通行車両の通行支障の状況、道路の復旧見込み、災害対策拠点の設置状況等を考慮し、災害対策基本法等に基づき交通規制等を実施する道路の区間又は区域（以下「規制区間等」という。）を指定する。

また、状況に応じて一般車両の迂回路を設定する。

##### (2) 広報

道路管理者及び警察署は、規制区間等を指定した場合及び廃止した場合は、当該区間名、迂回路、運転者の注意事項等をラジオ、道路情報板、ホームページ等で周知する。

当該区内にある車両の運転者は、速やかに規制区間以外の場所へ車両を移動し、移動が困難なときは道路の左側端に駐車するなど緊急通行車両の通行妨害とならないようとする。

#### 3. 規制等の実施

道路管理者及び警察署は、災害対策基本法、国土交通省の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」等により、規制区間等の交通規制及び道路啓開を推進する。

##### (1) 交通規制実施体制の確保

警察官や職員の配置、検問所や標識の設置など、効果的な交通規制に努める。

##### (2) 道路啓開実施体制の確保

（一社）千葉県建設業協会や災害協定を締結する白子町建設業災害対策協会等の協力を得て、障害物の除去や応急復旧に必要な要員、資機材、重機等を確保する。

また、ライフライン施設等の道路占用物件を除去する場合は、当該施設管理者と協力して啓開作業を実施する。

その他、国が指定する重要物流道路及び代替補完路については、状況に応じて国に道路啓開や復旧の代行を要請する。

##### (3) 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第17節・第1・1「(3) 仮置場の確保」）に準じて仮置場を確保して保管する。また、災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

#### 〈交通規制等の実施者・内容等〉

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、交通の安全と円滑化、交通障害の防止のために必要な場合、交通整理、交通規制を行う。	道路交通法 第4条
	災害応急対策の的確、円滑な実施のため緊急を要する場合、道路の区間又は区域（「通行禁止区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制する。	災害対策基本法 第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法 第76条の4
警察署長	道路交通法第4条の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。	道路交通法第5条、 第114条の3

### 第3章 第10節 警備・交通・輸送対策

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
警察官	道路の損壊、火災等による危険を防止するため緊急を要する場合、必要な限度で通行を一時禁止し、又は制限する。	道路交通法第6条、第75条の3
	通行禁止区域等において緊急通行車両の通行支障となる車両等について、当該車両の所有者等に道路外への移動等を命ぜる。また、所有者等が不在等の場合は自ら移動等を行う。	災害対策基本法 第76条の3
災害派遣による自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、上記の措置を行う。	
道路管理者	道路の破損等により交通が危険となる場合、道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を規制する。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法 第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法 第76条の7

(注) 道路管理者等とは、道路法による道路を管理する道路管理者、港湾法による道路を管理する港湾管理者、漁港漁場整備法による道路を管理する漁港管理者をいう。

## 第3 緊急輸送

### 1. 車両輸送

#### (1) 車両の確保・管理

町（総務班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する団体に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

#### (2) 緊急通行車両等の申出

##### ア 緊急通行車両

町（総務班）は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、災害応急対策の実施に必要な車両）の標章及び証明書の事前交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申出書」を警察署に提出する。また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

緊急通行車両の事前確認を受けている車両については、交通検問所において標章及び証明書を提示する。

なお、町有車両については、平時から緊急通行車両の事前確認の申出を行い、標章及び証明証の事前交付を行っておく。

##### イ 規制除外車両

町（総務班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を平時から推進する。

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

### 第3章 第10節 警備・交通・輸送対策

#### (3) 優先給油

町（総務班）は、災害対策車両である公用車や応援車両に対して優先給油を行うよう県石油商業組合茂原支部に要請する。

## 2. 航空輸送

#### (1) ヘリコプターの運航要請

町（総務班）は、災害により陸上輸送が困難な場合や緊急の航空輸送を必要とする場合、県にヘリコプターの運航を要請し、ヘリコプター臨時離発着場を選定する。

選定に当たっては離着陸時の周辺への影響を考慮する。

#### (2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

町（教育班）は、選定されたヘリコプター臨時離発着場について施設の点検及び設備等の飛散防止措置等を講じ、自衛隊等の協力を得てヘリコプターの離着陸及び輸送品の受け渡し等を支援する。

## 第11節 帰宅困難者等対策

---

項目	担当
第1 一斉帰宅の抑制	総務班、商工観光班
第2 事業所・海岸・観光施設等の利用者保護	事業所、海岸・観光施設等の管理者
第3 帰宅困難者の把握・情報提供	総務班、商工観光班
第4 一時滞在施設の開設等	総務班、商工観光班
第5 徒歩帰宅者の支援	総務班、商工観光班
第6 特別搬送者の支援	県

### 第1 一斉帰宅の抑制

---

大地震発生直後の一斉帰宅を抑制するため、町（総務班、商工観光班）は国、県と連携し、住民、企業などに対して施設内に留まるよう呼びかける。

また、呼びかけの効果を高めるため、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等）を活用する。

### 第2 事業所・海岸・観光施設等の利用者保護

---

#### 1. 事業所等における施設内待機

事業所等は、従業員、顧客及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客等を施設内又は安全な場所で待機させる。

#### 2. 海岸・観光施設等における利用者保護

海岸・観光施設等の管理者は、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所に保護する。

### 第3 帰宅困難者の把握・情報提供

---

#### 1. 帰宅困難者等の把握

町（商工観光班）は、海岸、観光施設の管理者等から帰宅困難者の発生状況を収集する。また、町外から移動してくる帰宅困難者等の情報を県から収集する。

#### 2. 帰宅困難者等への情報提供

町（総務班）は、災害情報、家族等との安否確認方法、一時滞在施設の開設状況などを、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス、ホームページ、SNS（防災LINE）などを活用して帰宅困難者向けに提供する。

### 第4 一時滞在施設の開設等

---

#### 1. 一時滞在施設の確保

町（商工観光班）は、海水浴客、観光客等が帰宅困難となった場合、町内の宿泊施設等に一時滞在の受け入れを要請する。

また、一時滞在施設の開設状況や帰宅困難者の受入状況を集約し、町本部（総務班）を通じて

### 第3章 第11節 帰宅困難者等対策

県へ報告するとともに、警察署、海岸、観光施設の管理者等と情報を共有する。

#### 2. 一時滞在施設への誘導

海岸、観光施設等の管理者は、警察署と連携して海岸や観光施設で発生した帰宅困難者を一時滞在施設へ案内し、又は誘導する。

#### 3. 一時滞在施設の運営

町（商工観光班）は、一時滞在施設において災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況、道路の復旧などの情報を提供するほか、飲料水や食料等の提供に努める。

また、状況に応じて受け入れた帰宅困難者にも一時滞在施設の運営への協力を求める。

## 第5 徒歩帰宅者の支援

---

#### 1. 災害時帰宅支援ステーション協定事業者への支援要請

町（商工観光班）及び県は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーションの協定を締結している事業者に対して徒步帰宅者への支援を要請する。

#### 2. 徒歩帰宅者の支援

町（総務班）及び県は、道路や沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設状況などを、テレビ・ラジオ放送、ホームページ、同報系防災行政無線、メール、SNSなどを活用して提供する。

## 第6 特別搬送者の支援

---

県は町や関係機関と連携し、障がい者、高齢者、妊娠婦、乳幼児など徒步帰宅が困難な特別搬送者（災害時に一般のバスや鉄道などをを利用して自力で帰宅することが困難な配慮が必要な方）について、臨時バスやタクシーなどによる搬送に努める。

## 第12節 水・食料・生活物資等対策

項目	担当
第1 応急給水	総務班、長生郡市広域水道部
第2 食料・生活必需品等の供給	総務班、商工観光班、教育班、給食班
第3 燃料の確保及び供給	総務班

### 第1 応急給水

本部長（町長）は、災害救助法の適用が見込まれる場合、飲料水の供給を開始する。

#### 1. 実施方針

##### (1) 飲料水の供給

地震発生直後は各家庭や町が備蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、町が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応する。

##### (2) 給水活動

飲料水や生活用水の給水活動は、次の方針で実施する。

- ① 医療施設等の重要施設が断水の場合は、速やかに運搬給水を実施する。
- ② 断水が広範囲の場合は、段階的に給水拠点を設置する。
- ③ 配水管の復旧に応じ、断水地区に仮設給水栓を設置する。

##### (3) 水道事業者との連携

町（総務班）は、長生郡市広域水道部の協力を得て、給水計画に基づき給水体制を確保する。

#### 2. 給水活動の実施

町（総務班）は長生郡市広域水道部の協力を得て、次の給水活動を実施する。

##### (1) 給水計画

1人当たりの給水量は1日3ℓを基準とし、水道施設の復旧の進捗により順次增量する。

給水計画は、町内の水道施設の被害状況及び復旧見込み、医療施設等の重要施設及び避難所・避難者等の給水需要、作業体制、輸送ルート等を考慮して作成する。

##### (2) 補給水源の確保

長生郡市広域水道部の浄水場（配水池）、町の耐震性貯水槽や井戸、公共施設等の受水槽等を活用する。

また、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

##### (3) 給水体制の確保

長生郡市広域水道部の協力を得て、要員、資機材、車両等を確保する。

体制が不足する場合は県（水政課）を通して「千葉県水道災害相互応援協定」を活用し、他の水道事業者等から応援を確保する。

##### (4) 給水拠点の設置

給水体制、避難所の状況等を考慮して段階的に給水拠点を確保し、各拠点に非常用飲料水ポリ袋等を配備する。

なお、ポリ袋は不足する場合は、要配慮者に優先して配布する。

### 第3章 第12節 水・食料・生活物資等対策

#### (5) 仮設給水栓の設置

断水区域の状況、水道の復旧状況を考慮し、避難所や公園等において消火栓や仮配管等を活用した応急給水を行う。

#### (6) 公共施設の水道開放

利用可能な公共施設の水道を確認し、住民への開放サービスを検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

#### (7) 給水広報

町（総務班）は、給水の場所や時間、受水時の注意事項（ポリタンクの持参等）を住民等に広報する。また、公共施設の水道を開放する場合は、その旨を住民等に広報する。

## 第2 食料・生活必需品等の供給

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、食料、生活必需品の供給を開始する。

町は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLO）を活用して物流状況を共有し、円滑な物資供給に努める。

### 1. 実施方針

地震発生直後は家庭内備蓄及び町の備蓄で対応するものとし、その後は、町が調達した食料・生活必需品を避難所等に供給する。

### 2. 需要把握

町（総務班、健康福祉班、教育班）は、避難所の避難者、在宅等避難者、災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を収集、整理する。

なお、災害救助法による支給対象者は次のとおりである。

#### 〈食料・生活必需品の支給対象者〉

食 料	① 避難所に収容された者 ② 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等で炊事のできない者 ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者 ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生活 必需品	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3. 食料・生活必需品の供給

町（商工観光班）は、備蓄品が枯渇した場合、不足する食料・生活必需品を調達し、避難所等へ供給する。なお、避難所以外の公共施設等で在宅避難者等に直接配給する場合は、災害状況や被災者ニーズ、女性の視点等を考慮し、状況に応じて休日、夜間の配給に努める。

その他、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLO）等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

### 第3章 第12節 水・食料・生活物資等対策

#### 〈主な調達品目〉

食 料	一般 … 飲料水、牛乳、パン、おにぎり、弁当 等 要配慮者等 … 粉ミルク（哺乳びん）、離乳食、おかゆ 等 ※アレルギー患者に配慮して原材料や献立等の表示に留意する。
生 活 必 需 品	寝 具 … タオルケット、毛布、布団 等 被 服 … 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 身の回り品 … タオル、靴下、靴、サンダル、傘 等 日 用 品 … 石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品 等 炊 事 用 具 … 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具 等 食 器 … 茶碗、皿、箸 等 光 热 材 料 … マッチ、使い捨てライター、固体燃料 等 そ の 他 … 要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等

#### (1) 県・災害協定団体等への要請

町（商工観光班）は、県又は災害協定の締結団体等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。

なお、壊滅的な被害のため、町からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県が発送した場合は、物資集積所（(3)「イ 物資集積所の開設」参照）に受け入れる。

#### 〈食料・生活物資等の供給に関する災害協定締結団体〉

千葉県内市町村、長野県小谷村、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)コメリ

#### (2) 救援物資の募集

町（商工観光班）は、県や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

- ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。
- イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。
- ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。
- エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

#### (3) 物資の輸送・保管

調達する食料・生活必需品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。

ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、町が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

##### ア 輸送手段の確保

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に物資の輸送を要請する。

##### イ 物資集積所の開設

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に物資集積所（候補施設：町役場（車庫））の設置・運営を要請し、食料・生活必需品の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。また、作業員が不足する場合は、町災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

なお、物資集積拠点が不足する場合や町が設置・運営できない場合は、災害協定を締結している佐川急便、又は、県を通じて千葉県倉庫協会に近隣の民間営業倉庫に物資集積所の設置・運営を要請する。

## 第3章 第12節 水・食料・生活物資等対策

### 4. 炊き出しの実施

炊き出しによる食料提供を行う場合は、町が食材等を調達し、炊き出し施設に供給する。

#### (1) 実施計画

町（給食班）は、技術支援チーム（管理栄養士）と共同で避難者等の炊き出し需要を把握し、避難所を拠点とした炊き出し計画（品目、数量、供給日時、作業体制等）を作成する。

#### (2) 食材等の確保

##### ア 食材等の調達

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に対し、炊き出し拠点へ食材等を供給するよう要請する。

また、政府所有米穀を調達する場合は町長（総務班）から知事に要請し、農林水産省（農産局長）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて町長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

引き渡しに当たっては、災害協定を締結する貨物輸送業者に対し、当該事業所から炊き出し拠点への輸送を要請する。

##### イ 水の調達

炊き出し用水が不足する場合は、町本部（総務班）に対して炊き出し拠点への給水を要請する。

##### ウ 調理器具・燃料等の調達

既存設備や災害用備蓄品を使用するものとし、不足する場合は災害協定を締結しているLPGガス協会等に供給を要請する。

##### エ 自衛隊への要請

自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、町本部（総務班）を通じて災害派遣部隊に要請する。

#### (3) 炊き出し要領

避難所運営委員会を主体として炊き出し作業を行うものとし、必要に応じて災害ボランティアによる支援を町災害ボランティアセンターに要請する。

## 第3 燃料の確保及び供給

町（総務班）は、災害対策本部や医療施設等の非常用発電機の燃料が不足する場合、災害対策車両や避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、災害協定を締結する石油組合やLPGガス協会に燃料の供給を要請する。

また、状況に応じて燃料の供給先に対して優先給油券の発行を依頼し、各班に優先給油券の利用方法を周知する。

## 第13節 応急教育・応急保育等

---

項目	担当
第1 応急教育等	教育班、給食班、校長
第2 文化財の応急対策	教育班、文化財所有者
第3 応急保育	住民班、保育所

### 第1 災害発生時の対応

---

#### 1. 児童生徒の安全確保

各学校は、学校における地震防災マニュアル、学校安全計画「危険発生時対処要領等に基づき、児童生徒の安全確保等を行う。

##### (1) 児童生徒の避難

校長は、災害発生時に児童生徒の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。また、保護者等の引き取りがあるまで、児童生徒を一時保護する。

##### (2) 情報共有

校長は、施設の被害状況、児童生徒の安否情報等を町に報告する。

また、保護者等に対し、メール等を活用して児童生徒の安否、保護の状況等を提供する。メール等が使用できない場合は、町に対して保護者への連絡の協力を要請する。

##### (3) 夜間休日の対応

町（教育班）及び学校教職員が協力し、児童生徒の安否を確認する。

##### (4) 避難所開設等の協力

校長は、町が学校に避難所を設置する場合、避難所の開設及び避難者の受入れに協力する。

また、必要に応じ、避難所運営にも引き続き協力する。

#### 2. 応急教育等

##### (1) 応急教育

町（教育班）及び校長は、被害状況、復旧状況、学校施設の避難所継続状況等を考慮しつつ、学校教育の早期再開のため、応急教育計画を作成する。また、児童生徒及び保護者に授業の再開等を周知する。

教育施設、教職員等を十分に確保できない場合は、臨時の学級編制、近隣学校からの応援協力等により対処する。

##### (2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、町（教育班）及び校長は学用品を失った児童生徒等を把握し、教材、文房具等を同法の基準により支給する。

##### (3) 学校納付金等の減免

町（教育班）は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

##### (4) 学校給食の措置

町（給食班）は、教育の再開に応じた学校給食の早期再開に努める。また、必要に応じて県を通じて（公財）千葉県学校給食会等へ応援を要請する。

## 第2 文化財の応急対策

---

### 1. 状況把握・報告

- (1) 町（教育班）は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、町（教育班）を経由し県に報告する。

### 2. 応急措置

- (1) 町（教育班）は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急修理等の救済措置を講ずる。
- (2) 文化財所有者等は、町（教育班）及び自主防災組織等の協力を得て危険のない範囲で次の応急的措置や災害の拡大防止措置の実施に努める。
  - ア 建造物の二次災害からの保護、文化的価値の喪失防止
  - イ 有形文化財の収蔵・展示施設が被災した場合の搬出、保護
  - ウ 記念物の二次的倒壊・崩落防止のための応急措置

## 第3 応急保育計画

---

### 1. 児童の安全確保

- (1) 児童等の避難  
各保育所長は、災害発生時に児童の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。  
また、保護者等の引き取りがあるまで、児童を一時保護する。
- (2) 情報共有  
各保育所長は、施設の被害状況、児童の安否等を町（住民班）に報告する。  
また、保護者等に対し、メール等を活用して児童の安否、保護の状況等を提供する。

### 2. 応急保育

- 町（住民班）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。
- また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

## 第14節 災害廃棄物・環境対策

項目	担当
第1 災害廃棄物処理	環境班、長生郡市広域市町村圏組合
第2 道路・河川等の障害物除去	建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 環境汚染対策	環境班
第4 動物対策	環境班、産業班、長生保健所

### 第1 災害廃棄物処理

災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

#### 1. 廃棄物の処理

##### (1) 処理体制の確立

町（環境班）、長生郡市広域市町村圏組合は、災害廃棄物の発生量を推計し、「長生郡市災害廃棄物処理計画」に基づいて処理体制を確立する。なお、組合が処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、民間事業者の協力を求める。

##### (2) 処理方針

がれき	膨大な量が発生することから仮置場に一時保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として長生郡市広域市町村圏組合において適正に処分する。
粗大ごみ	平時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
生活ごみ（避難所を含む）	生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
適正処理が困難な廃棄物	産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

##### (3) 仮置場の確保

町（環境班）は、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補施設：白子町役場駐車場、白子町民サッカー場、白子町少年野球場）を次の点を考慮して確保する。また、状況に応じて総務班を通じて各自主防災組織（自治会等）に仮集積所の確保を要請するほか、被害甚大地区については戸別収集を検討する。

#### 〈仮置場の選定上の留意点〉

- ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、水域等の公有地（町有地、県有地、国有地等）
- ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）

### 第3章 第14節 災害廃棄物・環境対策

- (③) 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- (④) 応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無

#### (4) 災害廃棄物処理事業等の適用

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を町が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても町が実施する。

この場合、町（環境班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

#### (5) 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合、町本部長は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

#### (6) 排出・回収ルール等の広報

災害ごみの区分、出し方、仮置場の利用方法等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

## 2. トイレ対策・し尿処理

ミニティ・プラントの被災地区（断水の場合含む。）では、発災直後から水洗トイレの使用を禁止して災害時のトイレの確保に努め、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

#### (1) トイレの確保

避難所となる施設の既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して施設等に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

町（環境班）は、避難所のトイレが不足する場合や在宅避難者のために公園等にトイレを設置する必要がある場合、町内の事業者にレンタル仮設トイレの設置を要請する。

また、町（環境班）は必要に応じて町内の事業者から携帯トイレを調達し、避難所等において在宅等避難者に配布する（第5節「第2 在宅等避難者等の支援」参照）。

#### (2) 収集処理体制の確立

仮設トイレのし尿貯留量、使用済みの簡易トイレや携帯トイレの排出量等を推定し、また、町の収集許可業者の人員及び車両等の稼働状況を把握し、し尿収集体制を確保する。

また、収集体制が不足する場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

## 第2 道路・河川等の障害物除去

各道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は管理道路の通行障害物を、河川管理者（長生土木事務所）は管理河川の流下障害物をそれぞれ除去し、緊急車両や航行船舶の通行確保及び二次災害の防止を図る。

除去や仮置きの方法は前項の処理に準ずるものとし、除去に当たっては障害物の所有者等の同意を得るよう努める。

## 第3 環境汚染対策

町（環境班）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環

## 第3章 第14節 災害廃棄物・環境対策

境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

## 第4 動物対策

---

### 1. 死亡家畜の処理

町（産業班）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### 2. 放浪動物への対応

町（環境班）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出した家庭動物等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

### 3. 家庭動物対策

避難時の家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。

また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合、町（環境班）は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する場合、町（環境班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合は、町内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

## 第15節 住宅対策

---

項目	担当
第1 被災住宅の応急修理	建設班
第2 住居障害物の除去	建設班
第3 応急仮設住宅の供与等	建設班
第4 被災建築物の応急危険度判定	建設班
第5 被災宅地の危険度判定	建設班

### 第1 被災住宅の応急修理

---

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

#### 1. 応急修理の対象者

災害救助法に基づき、次の罹災者を対象とする。

応急修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

町（建設班）は、住宅の応急修理制度の実施要領を作成して、被災者に周知し、申し込みを受け付ける。

#### 2. 応急修理の実施

応急修理は、建設業者との請負契約により実施し、申込者に事業者を紹介する。

なお、町は、県と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

町が実施できない場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

### 第2 住居障害物の除去

---

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

#### 1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づき、災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

町（建設班）は、住居障害物除去の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

#### 2. 障害物除去の実施

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去とし、建設業者との請負契約により実施する。

町が実施できない場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

### 第3 応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

町（建設班）は、被害状況や応急仮設住宅の需要を踏まえ、応急仮設住宅の建設又は賃貸住宅の空室等を確保し、被災者に供与する。なお、応急仮設住宅の方法は、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

#### 1. 需要の把握

応急危険度判定や被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急住宅の必要数を推定する。また、災害相談窓口や避難所において、応急住宅への入居希望を調査する。入居対象者は、災害救助法に基づく次の条件の該当者とする。

##### 〈応急仮設住宅の入居対象者〉

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

#### 2. 賃貸住宅の借り上げ

賃貸住宅の空き戸数の状況等を確認し、民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急住宅を確保する。

#### 3. 建設型応急住宅の建設

賃貸型住宅の不足状況等を考慮し、必要に応じて仮設住宅を建設する。

##### (1) 用地確保

公園等の公有地などから利便性を考慮して建設用地を確保する。不足する場合は、私有地の借用を検討する。

##### 〈応急仮設住宅の建設予定地〉

- ① 小中学校グラウンド
  - ②少年野球場・駐車場
- ※ 候補地が他の用途のニーズと重複する場合は、災害対策本部で協議の上、決定する。

##### (2) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。さらに、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、町が建設できない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

##### (3) 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

#### 4. 入居者の選定

応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、対象者の資力の確認等により入居者を選定する。

#### 5. 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

## 第4 被災建築物の応急危険度判定

---

### 1. 実施体制の確保

町（建設班）は、町本部長が必要と判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、判定士、コーディネーター、資機材等を確保する。また、必要に応じて県に判定士の派遣を要請する。

### 2. 判定の実施

実施に当たっては判定実施計画を作成し、対象地域、判定の趣旨、作業の概要等を事前に住民等に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい場所に表示し、危険な建築物の注意を促す。

## 第5 被災宅地の危険度判定

---

### 1. 実施体制の確保

町（建設班）は、町本部長が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、判定士、判定調整員、資機材等を確保する。また、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

### 2. 判定の実施

判定に当たっては実施計画を作成し、判定実施区域、判定の趣旨、概要等を事前に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい位置に表示し、危険な宅地の注意を促す。

## 第16節 ライフライン施設等対策

---

項目	担当
第1 上水道施設	総務班、長生郡市広域水道部
第2 下水道施設	環境班
第3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設	ガス班、(一社)千葉県LPGガス協会
第5 通信施設	NTT東日本(株)、日本郵便(株)
第6 道路・橋梁	建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第7 その他公共施設	各班

### 第1 上水道施設

---

長生郡市広域水道部は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努め、迅速な応急復旧を行う。また、町（総務班）は、長生郡市広域水道部と被害状況や復旧計画の共有、相互応援の調整、被災者相談窓口の一本化等を推進する。

長生郡市広域水道部のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等による応援体制を確保する。

#### 〈上水道施設の復旧における優先事項〉

- (1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- (2) 主要な送・配水管及び病院や避難所等への管路の復旧を優先する。
- (3) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査を実施する。

長生郡市広域水道部は、被害調査、応急復旧等を推進する。

なお、配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限に止めるよう努める。

また、水道施設の被害状況や復旧予定等について、地域住民への広報に努める。

### 第2 下水道施設（コミュニティ・プラント）

---

町（環境班）は、点検マニュアルに基づき必要な体制を確保し、被害状況調査や施設点検、下水道機能の低下や二次災害の防止活動の推進を図る。

なお、応急復旧については、施設の重要度や危険度、道路や他のライフラインの復旧工程を考慮して推進する。

その他、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

### 第3 電気施設

---

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、被害状況の把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

発災時には、非常災害対策本部を設置し、応急措置、応急復旧対策を推進する。特に大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員を町本部に派遣し、停電復旧作業及び道路障害物除去作業、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電に関する広報活動及び停電復旧に関する住民対応へのサポートに関する情報連携を行う。

また、感電事故及び漏電による出火を防止するための注意事項や、電力施設の被害状況及び復

### 第3章 第16節 ライフライン施設等対策

旧予定について、広報車等による巡回放送に努めるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て周知する。

なお、災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

## 第4 ガス施設

### 1. 都市ガス

町（ガス班）は、都市ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行ってライフライン機能を維持する。また、できる限り供給区域全域の供給を停止せず、被害程度に応じてブロック毎に供給を停止した場合には、「白子町ガス事業災害及び事故対策要領」等により供給再開への迅速化に努め、復旧措置を行う。

なお、ガス事業所のみで対応できない場合は、「災害時連携計画」等による応援体制を確保する。

また、二次災害を防止するための注意事項や都市ガスの被害状況及び復旧予定について、同報系防災行政無線による放送等のほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て広報する。

### 2. L P ガス

(一社)千葉県L Pガス協会長東支部は、加盟業者と連携してL Pガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。

また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

## 第5 通信施設

### 1. 電話施設

N T T 東日本電信電話(株)及び各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶し、又は利用を制限するときは、テレビ、ラジオ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

#### 〈電話に関する広報事項〉

- (1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (2) 災害復旧措置と復旧見込み時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスの提供開始
- (5) 特設公衆電話の設置場所

### 2. 郵便関係

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送や集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設など機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

### 第3章 第16節 ライフライン施設等対策

その他、災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

## 第6 道路・橋梁

---

各道路管理者等（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図る。また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報、被災道路・橋梁の応急及び復旧措置を行う。

### 1. 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握し、これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

### 2. 応急復旧

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、ライフライン等の復旧と整合するように被災道路・橋梁の応急復旧を推進する。

なお、県が管理する国道、県道と交通上密接な町道については、町の工事実施体制等を勘案して県が災害復旧工事等を行う権限代行制度の活用が必要なときは、同制度による支援を県に求める。

## 第7 その他公共施設

---

町（公共施設を管理する各班）は、管理施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

## 第17節 災害ボランティアの受入等

項目	担当
第1 災害ボランティアの受入れ	健康福祉班
第2 災害ボランティア活動の支援	健康福祉班

### 第1 災害ボランティアの受入れ

#### 1. 災害ボランティアセンターの設置

町（健康福祉班）は、災害協定を締結している白子町社会福祉協議会に白子町災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。災害ボランティアセンター（候補施設：白子町公民館、関小学校、関ふれあいセンター）では、ボランティアの受付け・登録等を行う。

#### 2. 災害ボランティアの募集・受入れ

##### (1) ボランティアの募集

災害ボランティアセンターは、インターネットや報道機関への協力要請等により、災害ボランティアを募集する。

また、県災害ボランティアセンター、その他のボランティア団体やNPO法人等へ、募集活動や災害ボランティアセンターの運営協力等を要請する。

感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

##### (2) ボランティアの受入れ

一般分野のボランティアは町災害ボランティアセンターにおいて受付け、登録する。なお、ボランティア活動に伴う事故に備え、ボランティア保険の加入を受入れの条件とする。

専門分野のボランティアは町（健康福祉班）が受け付け、各専門分野に対応する班（下表参照）にあっせんする。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの派遣を要請する。

#### 〈ボランティア活動内容（専門資格）【町の担当班（県の担当部）】〉

一般分野	① 避難所の運営補助 ② 炊き出し、食料等の配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障がい者等要配慮者の介助 ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦ その他被災地における軽作業等
専門分野	① 医療・保健・福祉（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、介護福祉士、保育士、手話通訳等）【健康福祉班（健康福祉部）】 ② 外国人（通訳等）【住民班（総合企画部）】 ③ 建設（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士） 【建設班（県土整備部）】 ④ 情報通信（アマチュア無線）【総務班（防災危機管理部）】

### 第3章 第17節 災害ボランティアの受入等

#### 3. ボランティアの派遣

町（健康福祉班）は災害ボランティアセンターにボランティニアーズの受付窓口を設置して被災者からの要望を受け付ける。また、被災者からのニーズと登録したボランティアのマッチングを行い、ボランティアを派遣する。

#### 4. 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

## 第2 災害ボランティア活動の支援

---

#### 1. 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所はボランティア自身で確保することが原則であるが、困難な場合は、必要に応じて町（健康福祉班）や関係機関が確保、手配に協力する。

#### 2. 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、必要に応じて町が負担する。

#### 3. 資機材の確保

ボランティア活動に必要な資機材については、町（健康福祉班）と関係機関が協力して確保する。

## 第4章 災害復旧・復興計画



## 第1節 被災者の生活再建支援

---

項目	担当
第1 被災者の支援	各班、白子町社会福祉協議会、長生郡市広域市町村圏組合、NTT東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)、日本放送協会、日本郵便(株)、県、千葉県市町村総合事務組合、茂原公共職業安定所
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	産業班、商工観光班、県

### 第1 被災者の支援

---

町及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、広報活動や相談窓口の設置等により、周知や手続きの円滑化を図る。

#### 1. 義援金の支給等

##### (1) 義援金の募集、受付け保管

町（出納班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。

また、町本部長の指示に基づき、町独自に義援金や寄付金を募集し、町ホームページ等で広報する。なお、被災者の生活再建資金を早期に確保するため、大規模災害時には発災直後から速やかな募集開始に努める。

##### (2) 義援金の配分

町（健康福祉班）は、町本部長の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

##### (3) 義援金の支給

町（健康福祉班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

#### 2. 支援金の支給等

##### (1) 被災者生活再建支援金の支給

町（健康福祉班）は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な灾害で著しい住宅被害を受けた世帯に対して支援金の申請の受け付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

##### (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

町（健康福祉班）及び千葉県市町村総合事務組合は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ

支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

### (3) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

町社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

### (4) 災害復興住宅融資

町（建設班）及び県は、金融機関と連携して住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、被災者に周知する。

## 3. 税金、公共料金等の特例措置

### (1) 租税

町（税務班）は、町税条例、国民健康保険税条例等により、被災者の町税、国民健康保険税等の減免や徴収猶予等の災害特例措置を講じる。

### (2) 公共料金

町、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法の適用等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

ア 保育料の減免【住民班】

イ 町営住宅家賃等の減免【建設班】

ウ 上下水道料金の減免等【環境班、長生郡市広域水道部】

エ し尿くみ取り、ごみ処理手数料の減免【環境班、長生郡市広域市町村圏組合】

オ 電話料金・電話工事費の減免等【NTT東日本株式会社】

カ 電気料金・工事費負担金の免除等【東京電力パワーグリッド株式会社】

キ ガス料金の納付延長等【ガス班】

ク テレビ受信料金の免除等【日本放送協会】

## 4. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### 〈日本郵便株式会社における措置〉

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (4) 災害時における窓口業務の維持
- (5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

## 5. 公営住宅の建設等

### (1) 災害公営住宅の建設等

町（建設班）は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るために、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

### (2) 公営住宅の空き家の活用

町（建設班）は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

## 6. 職業のあっせん

茂原公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

## 7. 便乗値上げの防止

町（商工観光班）は、災害に便乗した値上げ防止のため、以下の措置を講じる

- (1) 便乗値上げの監視パトロール
- (2) 災害時に値上げが予想される商品の調査等
- (3) 被災地販売業者（商店）等への協力要請等（物資協力店の確保）

## 第2 中小企業者、農林漁業者の支援

---

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について事業者に周知する。

### 1. 中小企業者への融資資金

町（商工観光班）は県及び白子町商工会と連携し、災害により被害を受けた中小企業の再建と経営の安定のための各種融資制度を周知する。

### 2. 農林漁業者への融資資金

町（産業班）は長生農業事務所及び長生農業協同組合と連携し、被災農林漁業者に対する災害復旧に係る各種融資制度について周知する。

### 3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

## 第2節 災害復旧事業の推進

項目	担当
災害復旧事業の推進	各班、各防災関係機関

### 1. 復旧方針

町（各班）及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。

復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

- (1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。
- (2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。
- (3) 国又は県が財政援助するもの<sup>\*1</sup>については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定<sup>\*2</sup>が実施されるよう必要な措置を講じる。

※1 災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※2 公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助を受ける主な事業〉

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
<b>公共土木施設の復旧等</b>		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3・4条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
<b>都市施設の復旧等</b>		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	
堆積土砂排除		激甚法第3・4条
湛水排除		
<b>公営住宅の復旧等</b>		
公営住宅の補修	公営住宅法第8条	激甚法第3・4条
公営住宅建設	公営住宅法第8条	激甚法第22条
農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
共同利用施設		激甚法第6条

## 第4章 第2節 災害復旧事業の推進

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
<b>農林漁業施設の復旧等</b>		
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第9条
土地改良区の湛水排除		激甚法第10条
漁業組合の共同利用小型漁船		激甚法第11条
森林災害復旧		激甚法第11条の2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
<b>厚生施設の復旧等</b>		
生活保護・児童福祉・老人福祉・障がい者福祉等の施設		激甚法第3・4条
感染症予防事業		激甚法第19条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	
水道	水道法第45条	
<b>文教施設の復旧等</b>		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3・4条
公立社会教育施設		激甚法第16条
私立学校施設		激甚法第17条
<b>その他の復旧等</b>		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第21条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第2条	激甚法第12条
母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けの特例		激甚法第20条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例		激甚法第25条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第14条

### 2. 復旧事業の促進

#### (1) 技術職員等の確保

町（各班）は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

#### (2) 資金の調達

町（総務班）は、災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

#### (3) 激甚災害の指定促進

町（総務班）は、災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の

調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

### 3. 災害復旧事業の実施

町（各班）は、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

実施に当たっては、災害協定を締結している白子町建設業災害対策協会と連携・協力するほか、外部委託を行うに当たっては国土交通省による「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づいた手続きを行うなど、適切な業務の実施に努める。

また、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第3節 災害復興計画

---

項目	担当
第1 復旧・復興本部の設置	総務班
第2 復興計画の策定	総務班、各班

### 第1 復旧・復興本部の設置

---

#### 1. 復旧・復興本部の設置

町長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、白子町復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

#### 2. 復旧・復興本部の組織・運営

##### (1) 本部員の任務

構成員		任務
本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各課長、学校給食センター所長、議会事務局長、ガス事業所長、広域北消防署長、広域消防団第7支団長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ町長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

##### (2) 部の編成及び分掌事務

部名	分掌事務
本部事務局	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の庶務
復興対策部	○くらし、住宅の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること

##### (3) 復旧・復興本部会議

構成員	事務
本部長、副本部長、本部員、町長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各班の重要事項の報告

### 第2 復興計画の策定

---

#### 1. 基本的考え方

町（総務班）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

## 2. 復興計画の策定

### (1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

#### ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

- ・被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集

- ・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

#### イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

#### ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

### (2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

### (3) 復興計画の内容

町域が大きな被害を受けた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

#### ア くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やP T S D等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を検討する。

#### イ 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質の高い都市への回復を念頭に入れた、まちづくりを検討する。

また、迅速に、将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

さらに、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できる施策を検討する。

#### ウ 住宅の復興

被災者が生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は被災者の自立を促すこと、被災者の自力での住宅再建を支援することに留意し、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### エ 産業の復興

地域産業は、地域の活力の源であることに留意し、産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合は、融資制度の活用などによる財政的な支援のほか、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興について、速やかな復旧・復興支援を検討する。

その他、観光、農業などの復興支援の観点から、積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝などを検討する。

### 3. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

